

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

認第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 日程により、認第11号 平成16年度南伊豆総合計算センター会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

〔助役 渡辺 優君登壇〕

助役（渡辺 優君） 認第11号 平成16年度南伊豆総合計算センター会計の歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入歳出の総括でございますが、予算額2億 274万8,000円に対しまして歳入決算額は2億275万2,822円、予算額に対します割合は100%でございます。歳出決算額は1億 9,620万1,748円、予算額に対します割合は96.8%でございます。歳入歳出の差引額は655万1,074円でございます。それでは、決算書の歳入からご説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

1款負担金、予算現額1億 9,662万9,000円に対しまして調定額、収入済額ともに1億9,662万8,804円で、歳入全体から見ました収入構成割合は97%でございます。

2款の繰越金、予算現額609万9,000円に対しまして調定額、収入済額ともに609万8,647円でございます。歳入全体から見ました収入構成割合は3%でございます。

3款の諸収入、予算現額2万円に対しまして調定額、収入済額ともに2万5,371円でございます。

歳入合計で予算現額2億 274万8,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2億 275万2,822円でございます。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。

歳出の経費は7市町村経費と5市町村経費に分かれております。

7市町村経費は、1款の議会費、2款総務費、4款諸支出金、5款予備費でありまして、5市町村経費は3款の業務費であります。

それでは、1款議会費、予算現額 42万6,000円、支出済額 34万6,052円、不用額 7万 9,948円、執行率81.2%でございます。

2款の総務費、予算現額 2,590万2,000円、支出済額 2,503万8,580円、不用額は 86万3,420円、執行率96.6%でございます。

3款の業務費、予算現額 1億 6,903万1,000円、支出済額 1億 6,471万8,469円、不用額 431万2,531円、執行率が97.5%でございます。

4款諸支出金、予算現額 609万9,000円、支出済額 609万8,647円、不用額 353円、執行率は 99.99%でございます。

5款予備費、予算現額 129万円で、支出はございません。

歳出合計で予算現額 2億 274万8,000円に対しまして支出済額 1億 9,620万1,748円で、翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は 654万6,252円、執行率96.8%でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額 655万1,074円、うち基金繰入金額はございません。

次のページに歳入歳出決算事項別明細書がございますので、この明細書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、1ページの歳入についてご説明をいたします。

1款負担金、さきの決算書の2ページで報告いたしましたように、当初補正の予算額合わせました予算現額は 1億 9,662万9,000円で、調定額、収入済額ともに 1億 9,662万8,804円でございます。この欠損額、収入未済額はございません。

1節の加入団体負担金の備考欄に括弧書きにて7市町村、5市町村とありますが、さきの決算書の歳出でご説明をいたしましたように、経費別に負担金をいただいております。

2節業務量別負担金でございますが、電算業務処理団体の納付書等の印刷経費が主なものでございます。

続きまして、2款繰越金、調定額、収入済額ともに 609万8,647円で、前年度からの繰越金でございます。後ほど歳出でご説明いたしますが、4款の諸支出金負担金返還事業の返還金となるものでございます。

3款の諸収入、調定額、収入済額ともに 2万 5,371円でございます。預金利子は 184円、

臨時雇いの労働保険料本人負担分及び雑入が2万 5,187円でございます。歳入合計は予算現額2億274万8,000円に対しまして調定額、収入済額ともに2億 275万2,822円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、2ページの歳出事項別明細書についてご説明を申し上げます。

1款の議会費につきましては、これは7市町村の経費でございます。ここはセンター議会1月、7月の議会定例会の運営経費が主なものでございます。

次に、2款の総務費について、これは7市町村の経費でございます。

2ページから4ページについてご説明をいたします。

これはセンター庁舎の管理費、各種負担金及び管理系の職員2名の人件費が主なものでございます。各節の内容につきましては、備考欄記載のとおりでございますが、3ページの12節役務費の下の方にあります登記手数料5万 2,500円をここで執行をいたしました。

次に、13節委託料のこれまた下の方にありますセンター不動産の鑑定委託料 21万円をここで執行をいたしました。

次に、3款1項301事業運転管理費について、これについては4ページから5ページについて記載してありますので、ご説明をいたします。

ここは、演算系の職員6名の人件費及びコンピューター運転業務費用でございます。

4ページ、11節利用費は、コンピューター運転に係る共通な費用でございます。

13節の委託料におきましては、介護保険システム開発費、住民基本台帳ネットワークシステム開発費、秘密保持契約にかかわる作業委託についてここで執行をしております。

14節の使用料及び賃借料で、HOSTコンピューター等の賃借料の執行を行いました。

22節の補償・補填及び賠償金の契約違約金費用の 3,841万4,804円は、センター解散に伴いまして、平成19年9月までの債務負担行為差額分の清算をここで執行をいたしました。

次に、3款2項の業務処理費について、5ページから7ページについてご説明をいたします。

1目の給与業務処理費、6ページから7ページの9目、介護保険業務処理費までそれぞれの費目に記載されております業務の処理をさせていただきました。各費目の支出済額や不用額は記載のとおりでございます。

次に、4款の諸支出金、7ページでございます。ご説明をさせていただきます。

歳入科目の2款繰越金として取り扱いました金額を全額返還金としたものでございます。平成16年7月計算センター議会定例会議決後に、各市町村に返還をいたしました。

5款予備費、当初予算150万円のうちから21万円を充用いたしました。

備考に記載いたしました、201事業、13節センター不動産鑑定委託料へ21万円を充用いたしました。

以上、歳出合計は予算現額2億274万8,000円に対しまして支出済額1億9,620万1,748円、不用額は654万6,252円、執行率96.8%でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2億275万3,000円に対しまして歳出総額1億9,620万2,000円で、歳入歳出差引額は655万1,000円でございます。

翌年度へ繰り越しすべき財源はございません。

実質収支額は、655万1,000円で基金繰入額はございません。

次に、財産に関する調書についてご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、計算センター解散に伴いまして、平成17年3月31日に土地3筆を7市町村の共有名義に変更をいたしました。建物は未登記であります。土地と同様に共有の物件であるとして、決算年度中の増減高ですべて土地建物の減を行い、決算年度末の現在高はすべてゼロとなりました。また、この帳票の右下に土地、建物の状況についての表がございますが、解散に伴いまして平成17年3月31日付で、南伊豆総合計算センター名義から7市町村の共有名義に変更を行いました。土地、建物の所有者の持ち分につきましては、昭和53年、54年度に取得、建築いたしました。その負担の基礎は昭和50年国勢調査の割合で負担したことから、持分につきましても、同様にその割合としたものであります。

2の物品についてであります。解散に伴い事務の承継先であります下田市に譲渡したことにより、減の扱いを行いました。

以上で南伊豆総合計算センター会計の決算審査資料について説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） まず、質問の第1点は、実質収支にかかわる600数十万円の処分はどうするのかということが第1点でございます。

第2点目は、計算センターの解散に伴ってホストコンピューターの債務負担の違約金3,000数百万円、これは平成16年度中に支出すべきものではなくて、17年度において支出すべきものではないのかというふうに思うんですが、16年度中に支出した根拠は何か、これが2点目でございます。

3点目に、ただいまの説明によりますところの計算センターの主要な財産である土地、建物についての7カ市町村での共有としたということでございますが、下田市の持ち分はどの程度なのか、この点についてお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、ただいま3点の質問がございました。

まず、1点ですが、655万1,000円という最後時にお金、センター残ったわけでございますが、これについては、旧管理者のところでその債権については承継をいたしまして、その金をもとにとりあえず、まだ4月、5月については、旧センターの例えば電気代というたぐいのものの支払いがございまして、その支払いした後、また今回9月補正で予算計上してございますが、その残金についてはそれぞれ補正の中で残金を返していくと、そういう格好になります。とりあえず、下田市でその額については、旧管理者でございますので、下田市長が引き継ぎまして、それぞれその金については、構成市町村に返還する運びとなります。

次、債務負担行為なんです、3月31日、計算センター解散ということになりますので、ホストコンピューターについては、18年9月までリースが残っていたわけでございますが、ここで解約ということで、ホストコンピューターについては清算をいたしましたということで、3月の段階の中でそれぞれもうホストコンピューター清算を終わっています。しかし、まだ下田市と南伊豆町が、まだホストコンピューターを使っておりますので、それはまた再リースという格好の中で18年9月まで使うことになっておりますので、その額については、17年度の本年度の予算の中で、そっちの方の予算の中でやっております。

当然、下田市で事務を行っているわけですので、南伊豆等の事務については事務委託という格好で3月議会の中で皆様に議決をいただきました。それらについても、南伊豆の方から負担金をいただきまして、ホストコンピューターの賃借料については支払いをしているところでございます。

また、下田市の財産の持ち分でございますが、この財産に関する調書の10ページでございますが、下田市の持ち分は1万分の2,924が下田市の持ち分でございます。先ほど、助役の方から説明をいただきましたが、昭和53年、54年度当時の取得の建築費の負担割合をもつ

て再度計算をしたものでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） ここで1点、ホストコンピューターの債務負担の期限が平成 18年9月までであることははっきりしているわけですが、下田市と南伊豆町は平成 18年9月まで解散後もホストコンピューターを使って業務をしなければならないという、こういう実態があるわけで、仮に承継したとならば、違約をしないでそのまま平成 18年9月までの債務負担行為のままやった場合のその差額というのはどうなるのか、これが第1点でございます。

第2点は、仮に普通決算の場合に600数万円の剰余金が出た場合には、剰余金の処分についての明確な規定を設けなければいけないんじゃないかと思いますが、その点はいかがかということ、剰余金というものについては、業務割合、今、助役さんが説明されたように業務別には、東伊豆町と西伊豆町が業務を委託していないから、それを除いた市町村で負担しているわけですから、それと総務関係、議会関係の要するに事務、庶務関係の費用は構成団体すべてで構成の負担割合を定めているわけでありまして、財産の持ち分についての負担割合の積算をどこに置いたのか、業務別でおやりになると5市町村、要するに東伊豆町、西伊豆町は業務別には負担金を出していない、伊豆市、西伊豆町、東伊豆町はいわゆる総務関係、要するに庶務総務関係についての費用を簡単に言えば、事務費を共同で負担しているということになりまして、財産の負担割合を定めるのにどちらを使ったのか、どういう趣旨でやったのか教えていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、最初のホストコンピューターの件でございますが、当然18年9月までホストコンピューターでございますので、3月 31日に返した場合、そのままいきますと、残月で約2,900万円ほどリース料が残る格好になります。今回、3月 31日で清算をしたものですから、その清算の違約金ですが、それが全体で2,900万円ほど、基本的にはほとんど変わらないという中での数字でございます。

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） 違約金を当然払った中で、今度17年度については、下田市と南伊豆町が、とりあえず10分の1の再リースという格好での中で借りることになりますので、当然下田市と南伊豆は違約金を払った、それ以後にまた負担金という格好でホストコンピューターの要はこれを払うことになります。

10番（小林弘次君） だから、言っているのは、そのまま借りていた方がよかったのか、違約金を払って借りていた方がよかったのか、そのことについて……。

市長公室長（出野正徳君） 費用的には、そのまま借りますと6団体で負担をしますので、当然その方がいいわけですが、しかし、コンピューター自体が10分の1という額になるものですから、その精査いたしますと、今回違約金を払った中で下田と南伊豆でリース、リース料の10分の1の中で払いますから安くなるのは、10分の1の解約の中でリースをした方がこれ安くなるのは当然でございます。

もう一点、剰余金の件でございますが、655万1,000円の額でございます。当然、これは16年度の予算の中で構成団体からいただいた額、それについて655万幾らの3月解散ですから、3月31日でもう決めますから、打ち切り予算になりますので、その残が655万1,000円だということで、その中で今年の予算の書類を持ってございませませんが、約240万円か250万円ぐらい、確かな数字ではございませませんが、約250万円ぐらいの承継的な今後旧センターの財務整理を行うための予算ということで、二百四、五十万円の予算計上をしてございます。それで、実際には50万円ぐらいしか費用使いませんでしたので、650万円の繰り越しの不用額の中で50万円を引いた600万の金をそれぞれ16年度の当初年度の負担割合に基づいた額で、それぞれ構成団体に返そうかと……。

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） それは、負担割合というのは、規約の中で当然相談しても、センターの議長さんでありましたから、それは当然わかってございますので、人口割、均等割の中で、当然これは払うということで、それでなおかつ東伊豆と西伊豆町は業務に参加いたしませんので、今まで負担金の計算した中の10分の1という中で費用はいただいていたわけですが、そういう計算の中で、それぞれ返金をするものでございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） 財産の持ち分については、先ほど説明しましたように53年、54年の建設当時……

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） もう一度お願いいたします。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 助役さんの説明のとおり、計算センターの事務費、事業費の市町村

別の負担は2つあるということをまず説明しているわけです。1つは、議会費と総務費と予備費については、構成団体の7市町村で負担割合を負担し合っていると、これが第1点。第2点は、業務費については、東伊豆町と西伊豆町を除く5市町村で負担し合っていると。

したがって、負担は2通りあると、負担率は。そうしますと、いわゆる財産の持ち分計算において、どういう負担割合で持ち分を定めたということを言っているけれども、どういうもので定めたのかと、少なくともその点のものを明確にしてほしいと言っているわけです。おわかりでしょう。

次に、計算センターの事務承継について、当然私は600何十万円といういわゆる剰余金を生じた場合に、この剰余金の処分が解散であるから、ことごとく全市町村に返還されるべきだと、そして、承継に要する事務経費は新たな協議に基づいて市町村で負担していただくという、そうでなければさっき言ったように600数十万円の剰余金が出た理由は、事務費に対するもので生じたものと、事業費によって生じたもの、例えば下田市が出した介護保険、あるいは軽自動車の4桁への変更等に伴う業務費、こういったものを通じて全体で出たものと、これは性質が2つあるわけです。そういうものにおける清算が違って来るわけです、トータルとして。ですから、私は剰余金をもって清算をするというのは、この決算において極めて誤りだと思います。そうでなければ、おかしなことになる。

例えば、下田市が軽自動車の4桁にするのに何百万円という負担しているわけです、計算センターに。ところが、その事業を進めるに当たって150万円とか200万円の剰余金が生じているとするならば、それらは当然、下田市等に返還されなければならない。それを一般的に剰余金として処理するというのは、解散という事態に直面して、これは正確な会計処理ではないと思うんです。

もう一つ、僕が言っているのは、ホストコンピューターの債務負担の期限は平成18年9月であるわけです。下田市と南伊豆町がこのホストコンピューターを利用するのも平成18年9月までです。債務負担行為の期限と下田市が使うのと一致するわけです。

したがって、他の市町村との協議において、要するに解散時点で協議において、そのホストコンピューターの債務負担行為を2年間、下田市と南伊豆町が負担することによって、何ら平成16年度の年度末においてホストコンピューターの違約金を同額払って、さらに今度は借りる費用を下田と南伊豆町で出すという、こんな二重の負担をしなくてもいいわけです、当然でしょう。

ホストコンピューターの債務負担行為の方は、平成18年9月までであるわけです。下田市

と南伊豆で平成 18年 9月まで使うわけです。当然、解散時点でそれ以降の債務負担行為の債務を下田と南伊豆が負ってそれをすれば何ら契約上は問題ない、それをあえて年度末で違約金を同額払ったわけです。さらに、払った上で今度は、下田と南伊豆が大金を出してまた平成18年9月までのこのリース料を払わなければならない。こんなむだ金、どうして出すんですかということを行っているわけです。

ですから、私の質問しているのは、ホストコンピューターを解約をして違約金を払い、そしてさらにその上でリースした方が利益があったというなら、そういう説明してくれればいいんです。その方がよっぽど財政的には利益があるということであるならば、そういう。

また……

〔発言する者あり〕

10番（小林弘次君）　　そうですね。

〔発言する者あり〕

10番（小林弘次君）　　これは決算だから、説明とは違うの、予算とは違うんだから……。

〔発言する者あり〕

10番（小林弘次君）　　いっばいに何かタケノコみたいにがんがん言い出したから、議長、整理してくださいよ、何かタケノコのように出てきたから。

議長（森 温繁君）　　暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前11時 3分再開

議長（森 温繁君）　　休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君）　　どうも大変な貴重な時間をいただきまして、本当に申しわけございませんが、先ほどの質問の件でございますが、剰余金の中の返還金の額でございますが、当然これには先ほど言いましたように7団体分、当然5団体分、また業務別の負担の割合の中で、センターは事業執行をしているわけでございますが、それぞれ返還金の 601万8,833円の返還金についても、それぞれ7団体分で計算したのも、それぞれ5団体分で計算してきたもの、また小林議員が言いましたように、3桁化の問題でそれぞれ下田と南伊豆が負担しました。当然、それらについても、ある程度予算残が出ておりますので、それらについても、

それぞれの2団体分で返還するというので、そういう当然7団体、5団体、2団体分、利用別の返還の割合でもって、それぞれの構成団体には返還をいたします。

もう一度、リース料の件でございますが、これは皆様方には1月の臨時議会の中で、解散のときに3月解散と9月解散とどうだよという中で、皆さんにはそれぞれ資料を配付をさせていただきました。その中で、皆さんと十分審議をした経過がございます。当然、3月に解散して、リース物件全体で約3,841万4,000円ほど違約金を払ったわけでございます。

その中で、ホストマシーンについては約2,900万円でございます。下田市のそのときの負担金が約1,600万という格好で負担をしてございます。今後、このホストコンピューターを当然18年9月まで使うとなりますと、もう3月31日で解散でございますから、あと下田と南伊豆だけで負担しなければならないという段階ですと、大変リース料が高くなるようなことです。

1月のときには、9月解散と3月解散とどうだよという中で、当然審議をしたわけですが、9月解散でございますと、約2,500万円で違約金がつきますということなんです、その6カ月間は、当然その金額を払い続けるわけでございますので、人件費等を含めると大体同じような金額になるのかなということなんです、当然3月解散で違約金を払った方がその後の10分の1という再リースがございますので、それを2市町の下田と南伊豆で負担した方が費用的には非常に安くなるということでございます。

それで、じゃ金額は幾らなんだということなんです、これは再一度計算をし直さないとなかなか数字が出てきませんので、この金額については、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） 財産の持ち分につきましては、当然それは買った当時の財産の負担割合に基づいて計算ということですので、これは問題ないと思っております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） まず、この決算は極めて異例の決算で、本来ならば計算センターの議会で決算が審査されることが当然であるわけなんだけれども、ご承知のように、計算センターそのものが急遽平成16年度末で解散という、こういう突然の事態を受けて事務を継承した下田市が調整をして各構成市町村で審査されるという異例の結果になっているわけでご

ざいます。

そこで、今後に禍根に残さないためには、決算上の処理の正当性というものが極めて大事だと思っんです。そういう点で、私は事務を承継している下田市の今後の取り扱い等についても考えてみるならば、やはり計算センターの規約に基づいた財産の持ち分というものを決めていかなければならないと思います。

そうしますと、計算センターの規約は負担割合は均等割と業務割という2つのものしかないわけですか。そういう観点からいきますと、均等割分、業務割分、そういう形で積算したものなのか、それとも今言ったあいまいな52年だとか3年の負担割合で決めたとか、決めないとかということなのですが、この点の積算の根拠とか、持ち分の根拠を明確に定めておいた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） センターの規約ですが、当初からセンターの負担割合については2割、8割という中で規約を定めていました。特別に例えば建物を構築するとか、土地を購入するとか、そういう場合については、特別負担金という格好の中で規定できるわけですが、そういう規定を設けずにすべて2割、8割の契約の中でやってきました。

当然、センター建てるときに、センター閉じ戻るとき、求めるときについても、その2割、8割の基準、当然その数値というのは人口割については、国調の数字が昭和50年の一斉調査の当然数字を生かした中で人口割についてはやっていますので、それらについては、特別な負担割合を設けてやったものではございません。

今回も、この解散については、解散に関する基本方針というものを策定をいたしまして、それぞれたびあるごとに首長さんをお願いをして、その解散の財産についても建設当時の負担割合をもって共有名義、財産の共有にしたいということもそれぞれお願いというか協議をしてございます。それで了承しておりますので、この負担割合については、何分間違いないと思います。

以上です。

10番（小林弘次君） わかりました。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 残金655万1,000円、これについては小林さんの質問の中で、清算業務で50万等かかり、600万円については負担割合で構成団体で分けるというような説明があ

ったんですが、計算センターの方の決算がこれ で終わりますと、下田市の収入分、そのところの清算のやつのところはどこで報告がなされるのかお尋ねしたいんですが、その後の。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 当然、当初の予算と少し違ってきますので、9月補正の中で予算計上してございます。その中で、下田市の返還金の部分が明確になりますので、そのときにまた審議の方、よろしく願いいたします。

以上です。

3番（伊藤英雄君） 終わります。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、認第11号 平成16年度南伊豆総合計算センター会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

認第12号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、認第12号 平成16年度賀茂地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

〔助役 渡辺 優君登壇〕

助役（渡辺 優君） それでは、認第12号 平成16年度賀茂地区交通災害共済組合会計の歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の総括でございますが、予算額1億8,402万2,000円に対しまして歳入決算額は1億8,402万8,713円で、予算額に対する割合は100%でございます。歳出決算額は1億5,368万5,572円で、予算額に対します割合は83.51%でございます。歳入歳出差引額は3,034万3,141円でございます。

それでは、決算書の歳入からご説明を申し上げます。

1款の事業収入でございますが、予算現額2,165万円に対しまして調定額、収入済額ともに2,165万6,200円でございます。歳入の全体から見ました収入構成割合は11.8%でございます。

2款の分担金は、予算現額1,000円に対しまして調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

3款の財産収入でございますが、予算現額415万5,000円に対しまして調定額、収入済額ともに415万5,034円でございます。歳入の全体から見ました収入構成割合は2.3%でございます。

4款の繰入金、予算現額1億5,819万3,000円に対しまして調定額、収入済額ともに1億5,819万3,000円でございます。歳入の全体から見ました収入構成割合は86%でございます。

5款の繰越金、予算現額2万円に対しまして調定額、収入済額ともに2万1,532円でございます。

6款雑収入につきましては、予算現額3,000円に対しまして調定額、収入済額ともに2,947円でございます。

歳入合計で、予算現額1億8,402万2,000円に対しまして調定額、収入済額ともに1億8,402万8,713円でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

1 款の会議費でございますが、予算現額 45万円、支出済額 29万3,591円、不用額は 15万6,409円、執行率65.2%でございます。

2 款の総務費、予算現額 526万9,000円、支出済額 515万8,004円、不用額 11万996円、執行率は97.9%でございます。

3 款の事業費、予算現額 1,955万円、支出済額 1,790万6,341円、不用額は 164万3,659円、執行率は91.6%でございます。

4 款積立金、予算現額 224万6,000円、支出済額 224万6,000円、不用額はゼロでございます。執行率は100%でございます。

5 款の配分金、予算現額 1億 2,808万2,000円、支出済額 1億 2,808万1,636円、不用額は 364円、執行率100%でございます。

6 款の予備費、予算現額 2,842万5,000円で、支出済額はゼロ、全額が不用額であります。

歳出合計で、予算現額 1億 8,402万2,000円に対しまして支出済額 1億 5,368万5,572円で、翌年度繰越額はございません。不用額及び予算現額と支出済額との比較は 3,033万6,428円で、執行率83.5%でございます。

歳入歳出の差引残額は 3,034万3,141円、うち基金繰入額はございません。

次に、歳入歳出の事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

まず、1 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてご説明をいたします。

1 款の事業収入、調定額、収入済額ともに 2,165万6,200円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

当初予算額は、人口の 55%の加入率で見込みましたが、53.6%の加入者でしたので、その差額分 85万円を減額補正してございます。共済会費は、交通災害共済の加入金でございますが、4月から7月までの加入が 500円、8月から11月までの加入が 400円、12月から3月加入が300円で、加入者及び加入金については備考欄記載のとおりでございます。

2 款の分担金、市町村分担金についてはございません。

3 款の財産収入でございますが、調定額、収入済額ともに 415万5,034円で、基金利息でございます。当初予算におきましては、年度中の予定満期利息しか計上しておりませんでした。基金をすべて解約をいたしましたので、その解約利息分等を含めて増額補正をさせていただいております。年度中満期による利息分 224万6,000円、基金解約利息 190万9,034円

でございます。

4 款の繰入金につきましては、調定額、収入済額ともに 1 億 5,819 万 3,000 円で、財政調整基金の取り崩しでございます。当初予算で基金取り崩しを 100 万円計上しておりましたが、市町村に配分することとなりましたので、すべてを解約して繰り入れており、1 億 5,719 万 3,000 円を増額補正してございます。

5 款の繰越金、調定額、収入済額ともに 2 万 1,532 円で、前年度からの繰越金でございます。

6 款の雑収入、調定額、収入済額ともに 2,947 円で預金利子でございます。

歳入合計は、予算現額 1 億 8,400 万 2,000 円に対しまして調定額、収入済額ともに 1 億 8,402 万 8,713 円でございます。不納欠損、収入未済額はございません。

次に、2 ページの歳出についてご説明を申し上げます。

1 款会議費につきましては、29 万 3,591 円の支出済額で組合議会、2 月、10 月の定例議会の運営経費が主なものでございます。

2 款の総務費につきましては、515 万 8,004 円の支出済みで、組合の運営的経費になりますが、管理者、議員等の報酬、アルバイト賃金、普通旅費、町村会への繰出金が主なものでございます。

3 款 1 項 1 目共済事業費は 1,787 万 6,001 円の支出済み、これは組合本来の見舞金等の支払いに関する経費になりますが、助成金及び共済見舞金が不足となりましたので、165 万円の補正をしております。当初募集の協力費、1 名当たり 50 円になりますが、見舞金請求の診断書等の助成金、共済見舞金が主なものでございます。各支出の内訳は備考欄記載のとおりでございます。

次に、3 ページをお願いをいたします。

3 款 1 項 2 目審査会費は 3 万 340 円の支出済みで、これは共済の見舞金に関する事項を審査するために置かれているもので、審査会を 1 回行いましてその運営経費でございます。

4 款積立金は 224 万 6,000 円の支出済額で、これは年度中に基金が満期になったものの利息を基金に積み立てしたものでございます。当初予算より 8 万円多かったため補正を行っております。

5 款の配分金、基金の取り崩しによる市町村の配分金でございます。当初予算で計上しませんでしたので、1 億 2,808 万 2,000 円を補正し、1 億 2,800 万 1,636 円の支出済みであります。基金の取り崩し金 1 億 5,819 万 3,000 円に解約利息 190 万 9,034 円を足した 1 億 6,010 万 2,034

円の80%を配分しております。

6款予備費につきましては、基金から共済事業費に補正した分や配分した分を除き、その他の調整額で2,842万5,000円の計上でございます。支出はございません。

以上、歳出合計は予算現額1億8,402万2,000円に対しまして、支出済額1億5,368万5,572円、不用額3,033万6,428円、執行率は83.5%でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調査でございますが、歳入総額1億8,402万8,000円に対しまして歳出総額1億5,368万5,000円で、歳入歳出の差引額は3,034万3,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は3,034万3,000円で、基金繰入額はございません。

次に、財産に関する調書についてご説明を申し上げます。

財産に関する調書でございますが、交通災害共済組合の解散に伴いまして、平成17年2月28日に基金の取り崩しをいたしました。平成15年度末基金残高1億5,594万7,000円に対しまして、年度中の満期利息の積立金224万6,000円、積立合計額1億5,819万3,000円、全額を取り崩しておりまして、決算年度末残高はゼロ円でございます。

以上で賀茂地区交通共済組合の会計歳入歳出決算につきましての説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） ただいまの決算の報告を聞きましたが、これは計算センターと同じように平成16年度中に解散をしたものございまして、その後、河津町が事務を承継したものでございます。

まず、この決算の認定につきましては、監査委員の審査意見書をつけるのが常識でございますが、監査委員の審査意見書というのはどうなっているのか、実質的に監査が行われたかどうか、これが第1点目でございます。

第2点目は、いろいろと賀茂交通災害の解散に当たっては、膨大な基金についての財産の処分をめぐって当初から議会等でも激論があったものでございます。これが、実際に決算という結果としてあらわれたものでございますが、この説明を聞いておりますと、まず第1点は基金に属するべき現金として、平成16年度中に生じた400数十万円というものは、当然基金に繰り入れるべきものではなかろうかと思いますが、いかがかということ。

第3点目は、1億円を超える莫大な基金の処分をめぐって 80%という内輪で処分をした決算をしたのは、どのような理由か。

第4点目、その結果として事務承継の費用にしては、莫大過ぎる 3,000万円余の剰余金を生じたもので、この処分についてはどうするのか、この点についてお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） まず、1点目の監査の報告書の件でございますが、お手元に添付させていただきます。いわゆる議会選出の監査委員2名の監査を受けまして、監査の報告を添付させていただいております。

それから、要するに財産収入といたしまして、16年度中に発生した基金の利息についてすべて取り入れるべきではないかというご指摘でございますが、決算書にございますとおり、財産収入といたしまして415万5,000円、満期利息224万6,000円と190万9,034円を計上して執行してございます。

〔発言する者あり〕

総務課長（土屋徳幸君） それに対しまして逆に言いますと、ご指摘の部分につきましては、歳出の方で基金積立金が224万6,000円しか計上していないんじゃないかと、要するに解約利息の190万円はどうしたんだというところであろうかと思えます。190万円につきましては、解約利息でございますので、最終的な解約のときに発生する利息であります。それをまた基金に詰めていますと、またそこで解約をし直さなければならないというような状況に陥りまして、そういう意味で逆に言いますと、解約利息については、通常の会計の中に歳入として繰り込まさせていただいたという処理をさせていただいております。

それから、3点目の80%というのは申しわけございません、もう一度、聞き逃しましたが.....。

10番（小林弘次君） 解散時に当たっての財産の処分に当たって財産というのは、主要な財産は嘗々として積み立てられた基金の処分になるわけで、その基金総額が1億数千万円で、その80%しか処分しないというのは、どういうわけだということです。

総務課長（土屋徳幸君） それにつきましては、この解散時に協定書が作成されまして、構成団体の中で協議をいたしまして、その協議の中において財産処分に関する協議が結ばれております。その中で配分の方法といたしまして、いわゆる当初配分額は基金の80%、それから基金残の20%は、平成16年の今回の決算の承認を得た上において処分をするよという形で協定が結ばれておりますので、そういう処分になっているということでございます。

それから、3,000万円の剰余金でございますが、どのように処分するかということについては、先ほどと同じように9月の補正の中で処分をさせていただくという形になっております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 下田市の監査委員が賀茂交通共済組合の監査をする資格がございませんでしょうか。

そして、もう一つ、450万円の基金から生じた利益というものは、やはり同じことかもしませんが、基金に当然合算されて、正確な構成団体の財産として処分されるのが正当だと思うんです。解約時のこれだから一般的な財源としたというのは、財政運営上の重大な誤りじゃないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） まず、下田市の監査委員がやることについて適当であるかということでございますが、その件につきましては、要するに地方自治法で定められております一部組合の決算の処理の仕方の中に、それぞれ自治法の施行令第5条に規定されておりますが、「事務を承継した各普通地方公共団体の長において、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会の認定に付さなければならない」という規定に沿いまして、構成団体の下田市の監査委員の意見を付させていただいておる、そういう処理をさせていただいているということであります。

それから、2点目の基金のいわゆる財産収入の処分の会計上の誤りではないかというご指摘でございますが、いかんせんそういった意味では、先ほども申し上げたとおり、中間利息としての450万円の処理は、当然積立金としてできるわけでございますけれども、解散でこの消滅する団体の財産でございますので、基金をまた一旦解約させていただいて190万円、そこで解約利息がつくわけでございますけれども、その利息分については、再度積み立ててまた再度解約ということになると事務処理上の問題もありますので、そういった意味では、会計処理上は、その後の承継した事務のいわゆる清算事務として財源として充てさせていただいたという処理をさせていただいたということであります。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 課長さん、あなたの今の説明によりますと、事務を承継したのは河津町でございますから、河津町の監査委員の審査意見書をつけて出すということになりはしませんか。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 先ほども申し上げたとおりまず基本的には、いわゆる一部事務組合の事務の規定におきましては、議員ご承知のとおり、地方自治法第 292条の規定によりまして、普通地方公共団体の規定を準用する形になっております。それを受けまして、地方自治法施行令第5条におきまして、いわゆる一部事務組合の事務を承継した各普通地方公共団体ごとに監査委員の意見を付して、それぞれの構成団体の議会に報告しなければならないという条項にのっとりて処理をさせていただいたものと思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 下田市は事務を承継していないんじゃないですか。だって、賀茂交通災害共済の事務は、下田市は一切承継していないでしょう。権利はみんな何らなくて、下田市が事務を承継しているのは南伊豆計算センターであって、これは確かに下田市が事務を承継しているというのは聞いておりますよ。しかし、賀茂交通災害共済のこの事務は、河津町が承継しているわけで、下田市は何ら事務上の権限を持っていないと思うんですよ。これは自分は常識的に言えば、そういうことになるのではないのかと、何ら事務を承継しているとするならば、それは結構なんです、事務は河津町長があれして、今回の決算も河津町が調整して提案しているものだと思うんですよ。

したがって、恐らく下田市が議会選出の監査委員と学識の監査委員の審査意見書はございますが、恐らく実質的な監査はしていないと思うんですよ。証書類その他一切目を通さずに、ただやったというだけにすぎないと思うんですよ、いかがですか。

もしうそなら、監査委員の人に来てもらって、事実関係明確にってもらってもいいと思いますよ。これはちょっと違うんじゃないでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 大変申しわけございません。私の表現が誤っているということであれば、訂正をさせていただきますが、事務の承継という言い方をしておりますけれども、そういった意味では、施行令第5条を準用いたしまして、旧組合員の管理者がそれぞれの決算を行って、いわゆる旧管理者というのは河津町に当たりますけれども、それが調整をいたしまして、これをそれぞれの構成団体の組長さんに送付いたしまして、それぞれの組長さんはそれぞれの監査委員の審査に付して、それをそれぞれの議会に付さなければならないといういわゆる行政システムがございます。そういう扱いの中で、今回のような手続をとらせていただいたというところでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） それでは、証書類等その他を正確に審査をして、そして監査意見書が出されたものか、ここに監査の事務局長もおられますから、その1点だけちょっとお伺いします。もし事実であれば、それで結構だと思いますが、どうでしょうか。証書類に当たったかどうか……。

議長（森 温繁君） 番外。

監査委員事務局長（木村弓一郎君） 提出された決算書及び事項別明細書、その辺の数値につきましては、相違がないかどうかはチェックをしております。

〔発言する者あり〕

監査委員事務局長（木村弓一郎君） それにつきましては、残高のみのチェックはしております。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） なぜ監査委員の審査意見書を決算の時期であれするかというのは、執行上、誤った執行がないかどうか、あるいは不正な支出や不正な歳入等々がないかどうか、あるいは行政上の誤った条例や何かに違反した行為がないかどうか、それぞれにおいて正確に監査される、それが監査の責務なんですよ。それをただ監査の証書類も見ないで、送られた決算書をただ読んでそれでおしまいと、これでは問題が明確にならないんじゃないでしょうか。こんなのって僕、初めてですよ。

これは、もう一回、監査の審査意見書をつけてきちっとした監査を出していかなければおかしいと思いますよ。私がさっきから言っているように、もし総務課長のおっしゃるとおりならば、下田市の監査委員は、ことごとく交通災害共済の平成 16年度の施策の執行状況について詳細にわたって審査をすべきじゃないでしょうか。

議長（森 温繁君） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時46分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

監査委員事務局長（木村弓一郎君） 先ほどの説明について、不足が出ましたことをちょっとおわび申し上げます。

7月21日に各構成団体の監査委員さんが集まりまして、その担当事務局の方の職員等から説明を聞いております。それで、関係書帳類のチェックにつきましては、事務局の方での監査報告書にありますとおり確認をしております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） いずれにしましても、賀茂交通災害共済の運営につきましては、かねてより議会ごとに構成している市長以下議員が多額の飲食を進め、さらに一切の負担金も出さずに皆さんの出した交通災害の分担金でもって、多額の飲食を進めてきたという、こういう経緯があるわけです。さらに、関係職員における巨額の費用を使った物見遊山的な旅行を行ってきたという、こういう経緯があるわけですから、これはやはりそういう点で、厳正な監査というものが求められたわけでございます。

しかし、それも解散という事態で、一人としてそれらについて責任を感じ、賀茂郡民に謝罪をしたということを聞いていないわけです。そこで、自分は今回の監査の結果について期待していたわけですが、ただいま事務局長がお話しされますところによりますと、一応関係職員からも聴取の上、証書類も見て審査をしたということでございますから、この点については、じゃ引き下がります。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 賀茂地区交通災害共済は、もう解散のときから何度も話をしているんですが、町村会主導でやって、最大の構成団体である下田市は権利を主張せずにやって、分割金についても大変不本意な非常に少ない配分額で我慢を強いられたというような経緯があるんですが、3,000万円を残したわけですね。残す金額についていえば、私の理解ではたしか実際に事故を起こしたけれども、請求を11年3月31日までにしない人がいるよと、そういう支出があるんである程度は残さなければならんだろうと、こういう理解をしておるんですね。

昨年の事業費で見ますと、共済見舞金は1年間で1,461万円なんですよ、1年間で出した共済が、それでこの間出し忘れ等によって、その倍の以上の3,000万円の共済見舞金が出

るとは、とても考えられないわけですよ。事務費ももう募集も何にもしないわけですから、事務もほとんどないと思うんですよ。あったとしても、1,000万円単位の手務費が、職員さんがどれほど高い給料もらっているか知らないんですけども、それほどの事務費になるとは思えないんですね。なぜこれほど巨額な3,000万円になるようなお金を河津町に残さなければならなかったのかという根拠がわからんのですよ。

見舞金は1年間で1,460万円で済んだ、あとは、だって本当に出し忘れ、3月31日以後の交通事故は対象じゃないわけですから、出し忘れの人が倍もいるとは思えない。この決算書を見れば、町村会に440万円出しているわけですよ、町村会が事務費をやっていたから、やむを得ないのかもしれないけれども、この440万円も僕から見れば、賃金を別に30万円も旅費も出ているから、何ゆえにこの440万円も町村会に出さなければいかなのかというところも、いま一つわからないんですが、こういうことを推測していきますと、本当に下田市はちゃんと主張しているのかと、市民のお金がむだに使われていないのかという不安が非常にある。一体、何ゆえにもって3,000万円の高額な残金を用意しなければいけなかったということ。

それから、この3,000万円の清算はその後どのように行われるのか。私の記憶では、これで1年ないし2年やって、その後は各町村が市町村でもし出し忘れがあったら、そこで面倒見るような形にしているというなのが、この交通共済の解散のときに議論したような気がしていたんですが、その2点、何ゆえに3,000万円という高額な額を残さなければならなかったかということと、その3,000万円の清算については、今後どのように行われるかの2点お尋ねします。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） まず、前提といたしましては、解散の決算でございますので、とりあえず財産をすべて清算しなければなりません。その前提といたしまして、協定書の中で、先ほども申し上げたとおり、第1段階として16年度中に80%の処分をさせようとして、その80%残り、それが要するにそういった意味では、率的な実質収支に見合うようないわゆる残りの20%のその3,000万円に当たるわけです。ですから、そういった意味では、その協定書に基づいて処分した80%の残りの20%分が、3,000万円が残ったような形になっていると。

その3,000万円の今後の処分につきましては、この最終決算を踏まえていわゆる剰余金といいますが、剰余金の中で全体の中で、今後の9月補正等によってこの決算が認定された前

提において残金の清算をさせていただくと、そういう段取りになります。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 私の聞いているのは、協定書で2割残すというのはわかりましたよ、先ほどの小林議員の説明聞きました。しかし、協定書というのは、構成市町村の合意でやるわけでしょう、下田市も2割でいいですよと言ったわけでしょう。何で2割も 3,000万円も残して、だって1年間で1,400万円しか出ていないんだから、1割の1,500万円だって、そういう議論は全くないのかということですよ。何ゆえにもって下田市はその2割でいいといったのかということですよ。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 3,000万円、何ゆえに残したかということですが、これも予算、あるいは解散のときにご説明したと思いますが、見舞金制度は死亡 が70万円です。その事故というのは、いつどういうふうにかかるかわかりません。例えば、貸し切りバス1台で50人乗って、そのまま全部最悪亡くなった場合は、50人の70人ですから3,500万円ですよ。そういうことがあっては困りますけれども、想定ができるよということで、当然今、伊藤さんが言われるようにこの解散、あるいは清算を打つ段階で過去の支出状況を勘案をして大体実績としてどのくらいあるのかなというのは、当然一方では検討させていただきました。

しかし、今言ったようなことが想定できないわけではございませんので、多い、少ないという議論は当然あるかと思いますが、バス1台最悪あったとき程度は残しておいた方がいいだろうということで、二重の残を残したという経緯でございます。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） そういうのを僕は詭弁と思うんですよ。つまりなぜかといえば、バス1台の事故が何のニュースにもならない、それから何の情報も入らない、つまり17年3月31日ですよ、締めは、それ以後の事故については関係ないんですから、17年3月31日まで、もしそういう大事故があってそれが全く情報が入らない と、つまりここでのうのは、広報にも載ったじゃないですか、たしか私の記憶じゃ広報にもありましたよ、出し忘れの人はいませんか、そういうのもやっているですよ。

それは、神様じゃないから、それは0.何%かの確率はあるかもしれないけれども、私はこの解散のときに質問したじゃない、もし足りなかったらどうするか、足りなかったら、構成市町村が足りない分は負担してやるよという話だったんですよ。そういう意味で、常識的な

判断をすべきだったんじゃないのかなと、常識的に言えば、3月 31日までで、その後いつこれ実際の締めをやったか 知らないけれども、広報でも回覧して出し忘れはありませんかと、そういう手続を経て、なおかつ年間 1,461万円しか出ていないものを倍の 3,000万円をやるというのは、僕は非常に不安なのは、つまり事務経費がこの 3,000万円で、また市町村間で440万円負担したように、河津町にまた巨額の事務経費を取られちゃうんじゃないかと、その点を非常に危惧しておるわけなんです、いかがですかね。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） まず、3,000万円残したというのは、最悪バス 1 台事故で亡くなった場合、その 事故の発生が3月 31日以前、要は3月 30日等の場合は、賀茂交通共済、要は一部事務組合で支払わなければならないということですので、それは当然組合に予算して残しておいた方がいいだろうと、そして3月 31日までに事故等を受けて、まだ病院等に通院して治癒していないよと、そういう人については、請求権が1年間あるわけですので、それは請求される方が4月 1日以降に請求してくるでしょうから、それはそれぞれの町村で予算配分金を原資にして予算計上しましょうということでの会計的な予算措置をしたということでございます。

それから、事務費等でご心配の河津町さんがこの組合の実質的な管理者でございまして、先ほど計算センターの決算についてのご説明を市長公室長等がいたしました、同じように事務を承継した河津町さんが、今の事務費的な未払い等が仮にあることが想定できていますので、それと残された約 3,000万円余の予算は、河津町の一般会計の方でそういう経理をして、河津さんが多分この9月で下田に正式に配当する金額の清算をとりあえずして、河津町さんの一般会計予算の中で、構成団体の配分ということで予算計上がされているというふうな理解をしております。

議長（森 温繁君） 3 番。

3 番（伊藤英雄君） 僕は、今入院している人が何人いるのかというのはつかんでいると思うんだけど、入院した後、死なないわけじゃないけれども、入院している人の場合に3,000万円になるような、それほどになるような実際の入院の人はいるんですか。3月 31日までやって今入院している人がいるよと、そういう具体的な数字をもったの 3,000万円なのかどうか、そこまで言うのであれば。

この問題はそんなに突っ込んでもしようがないけれども、危惧しているところでいえば、やはり多過ぎるということ、今言った河津さんの一般会計の中で、本当に正しく行われてい

るのかどうなのかということが危惧なの。ここのところはしっかりやってもらわないと、賀茂交通共済は、配分から何から本当に下田市は割を食っちゃっているわけですよ。3,000万円についても、これまた割を食ったんじゃ、やはり下田の市議員として困るわけですよ、責任を全うできないわけだ。そこのところをそれをもうしっかりやってくれるのかどうか、それからこの3,000万円みたいに根拠がないような、それじゃ入院している人が何百人もいるとかって話じゃないでしょう、恐らく。そこのところをやはりもう覚悟といいますか、その決意といいますか、そこのところをちょっとお聞かせください。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） まず、3,000万円が適当であるかどうか、申しわけないんですけども、今前任の税務課長が当時の状況をご説明した状況でございます。一遍に構成団体に高額な負担がかからないような状態を維持していきたいという部分があつての配慮の上だと思えます。

次のいわゆる3,000万円の処分が適当な数字でちゃんと確定しているのかという部分でございますけれども、今回の9月補正でも、本当にほとんど計算上、清算する前提でもう計算がされておりますので、当初予算で組まれているいわゆる3,000万円のうちの20%分の当市の計上額はほぼ満額に近い状態なんですけれども、最終的に清算をしたところが、本当に微々たるものなんですけれども、6万8,000円ほど清算で多くもらえるようになったもんですから、今回それを補正をさせていただいて、全体で清算をさせていただくという前提になっております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「確認だけ」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） それじゃ、はい。

3番（伊藤英雄君） ということは、3,000万円のほとんどが残って、前に決めた配分割合でやるよということですか。わかりました。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに 賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、認第 12号 平成 16年度賀茂地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 2 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

認第 1 号～認第 10 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、認第 1 号 平成 16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第 2 号 平成 16年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第 3 号 平成 16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第 4 号 平成 16年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第 5 号 平成 16年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第

6号 平成16年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成16年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 平成16年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 平成16年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第10号 平成16年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上10件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

〔助役 渡辺 優君登壇〕

助役（渡辺 優君） それでは、認第1号 平成16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定から認第9号 平成16年度下田市下水道事業特別会計決算認定についてまでの平成16年度下田市各会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

各会計別歳入歳出決算書をご用意をお願いいたします。

最初に、1ページをお願いいたします。

一般会計と8特別会計を合計した決算額から申し上げますと、歳入決算額 192億8,918万7,049円、歳出決算額 189億3,229万1,849円で、前年度と比較いたしますと、歳入は4億9,217万6,123円、2.5%の減、歳出は5億4,029万8,439円、2.8%の減でございます。

なお、各会計間の重複額12億8,124万2,228円を控除いたしました純計額は、歳入決算額180億794万4,821円、歳出決算額176億5,104万9,621円でございます。

一般会計の歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額105億5,159万4,211円、歳出総計額103億6,171万3,975円で、前年度に比較いたしますと、歳入総額は4億3,123万3,097円、3.9%の減、歳出総額は3億8,094万10円、3.5%の減で、歳入歳出差引額は1億8,988万236円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

歳入の内訳は、1款市税31億29万8,674円、構成比は29.4%でございます。

2款地方譲与税1億4,114万2,000円、3款利子割交付金2,010万7,000円、4款配当割交付金361万5,000円、5款株式等譲渡所得割交付金439万5,000円、6款の地方消費税交付金3億1,306万7,000円、7款のゴルフ場利用税交付金1,112万8,600円、8款の特別地方消費税交付金15万円、9款の自動車取得税交付金7,170万2,000円、10款の地方特例交付金8,141万8,000円、11款の地方交付税24億2,478万8,000円、構成比は23%でございます。12款の交通

安全対策特別交付金 411万4,000円、13款の分担金及び負担金 1億 4,714万7,709円、14款の使用料及び手数料 1億 6,327万9,086円、15款の国庫支出金 11億1,369万1,572円、構成比は10.6%でございます。16款の県支出金 4億 7,834万9,425円、17款の財産収入におきましては5,570万1,798円、18款寄附金 1,167万1,053円、19款繰入金 3億 7,746万3,630円、20款の繰越金 2億 4,017万3,323円、21款の諸収入におきましては1億 6,119万1,341円、22款市債 16億2,700万円、構成比は15.4%でございます。

この中で、前年度に比較して増加した主なものにつきましては、2款の地方譲与税 5,170万円で伸び率は57.8%でございます。6款の地方消費税交付金 3,280万8,000円、やはり伸び率11.7%、17款の財産収入 3,836万4,108円、伸び率221.3%、21款の諸収入におきましては8,759万4,564円で、伸び率は119%となっております。地方譲与税につきましては、三位一体の改革による所得譲与税の創設、地方消費税交付金は税収の増、財産収入は財産売払収入の増、諸収入におきましては、静岡県市町村振興協会交付金と賀茂地区交通災害共済組合配分金が主な原因でございます。

一方、前年度に比較いたしまして減少した主なものにつきましては、1款の市税におきまして1億1,934万6,440円で、減少率は3.7%、10款の地方交付税につきましては1億 7,723万7,000円、減少率6.8%、16款の県支出金につきましては2億 2,006万6,352円でやはり31.5%の減、19款の繰入金におきましては1億 7,504万6,470円で、減少率は31.7%でございます。市税は主に特別土地保有税の減、地方交付税は制度見直しによる普通交付税の減、県支出金は水産業費における事業終了に伴う減、繰入金は公共用地取得特別会計からの繰り入れの減が主な原因であります。

次に、主な歳入項目の内訳についてご説明を申し上げます。

市税につきましては、市税の総額は 31億29万8,674円で、その内訳は市民税 9億 5,666万3,128円で、市税における構成比は30.8%であります。固定資産税は 15億7,076万903円、やはり構成比は10.7%、軽自動車税 4,552万3,300円、市たばこ税 2億 2,020万5,552円、構成比率は7.1%、特別土地保有税 536万8,200円、入湯税 9,292万830円、都市計画税 2億 885万6,761円で、市税構成比は6.7%でございます。

なお、市民税と固定資産税で市税総額の81.5%を占めております。

地方交付税の総額は 24億2,478万8,000円で、前年度に比較いたしますと1億 7,723万7,000円、6.8%の減となっております。国庫支出金、国庫支出金の総額は 11億1,369万1,572円で、その内訳は国庫負担金 6億 7,504万1,209円、国庫補助金 4億 1,412万6,000円、委託金

2,452万4,363円で、前年度に比較いたしますと 7,741万8,273円、6.5%の減となっております。

その内訳でございますが、国庫負担金におきまして1億 1,596万9,162円、14.7%の減、国庫補助金におきましては 4,284万1,735円、11.5%の増、委託金におきましては 429万846円、14.9%の減でございます。次に、県支出金、県支出金の総額は4億 7,834万9,425円で、その内訳は県負担金 9,915万4,093円、県補助金は3億 3,641万4,682円、委託金は 4,278万650円で、前年度に比較いたしますと2億 2,006万6,352円、31.5%の減となっております。その内訳につきましては、県負担金におきまして 909万7,940円、8.4%の減、県補助金におきまして2億 1,565万2,238円、39.1%の減、委託金 468万3,830円、12.3%の増でございます。

以上で歳入の概要について説明を終わらせていただきます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

6ページからでございます。

歳出の総額は103億6,171万3,975円で、予算に対する執行率は98.2%でございます。

1款の議会費の支出済額は1億 2,996万7,010円、予算現額に対します執行率は99.3%、支出済額を前年度に比較いたしますと 143万3,668円、1.1%の増でございます。

2款の総務費の支出済額は13億4,812万3,284円、予算現額に対する執行率は99.2%、支出済額を前年度に比較いたしますと 1億4,577万7,999円、9.8%の減でございます。主な事業は選挙費で、6月13日の下田市長選挙、7月11日の参議院議員選挙が執行されております。また、開港150周年記念事業ほかを行いました。

3款の民生費の支出済額は22億2,386万7,787円、予算現額に対します執行率は99.1%、支出済額を前年度に比較いたしますと 676万9,416円、0.3%の増でございます。主な事業は、下田市地域福祉計画の策定ほかを行いました。

4款の衛生費の支出済額は11億3,645万3,941円、予算現額に対します執行率は99%、支出済額を前年度に比較いたしますと1億 4,813万5,383円、15%の増でございます。主な事業は、ごみ焼却施設の修繕、これは排ガス高度処理施設バグフィルターと交換等でございます。そのほかの工事を行いました。

5款の農林水産業費の支出済額は3億 4,500万2,483円、予算現額に対します執行率は99.5%、支出済額を前年度に比較いたしますと2億 2,790万8,968円、39.8%の減でございます。主な事業は、須崎漁港漁場整備事業ほかを行いました。

6款の商工費の支出済額は3億 2,200万5,688円、予算現額に対する執行率は98.2%、支出

済額を前年度に比較いたしますと 4,701万1,867円、12.7%の減でございます。主な事業といたしましては、外ヶ岡の交流館公衆便所新築事業ほかを行いました。

7 款の土木費の支出済額は 17億4,925万454円、予算現額に対します執行率は 99.9、支出済額を前年度に比較いたしますと 767万8,267円、0.4%の増でございます。主な事業は、みなと橋かけ替え事業ほかを行いました。

8 款の消防費の支出済額は 4 億 5,267万2,745円、予算現額に対します執行率は 99.9%、支出済額を前年度に比較いたしますと 2,567万1,976円、5.4%の減でございます。

9 款の教育費の支出済額は 7 億 2,902万5,786円、予算現額に対します執行率は 98.6%、支出済額を前年度に比較いたしますと 7,884万7,902円、9.8%の減でございます。主な事業は、稲生沢中学校技術棟の改築事業ほかを行いました。

10 款の災害復旧費の支出済額は 6,087万4,732円、予算現額に対します執行率は 98.7%、支出済額を前年度に比較いたしますと 1 億 5,335万8,174円、71.6%の減でございます。

11 款の公債費の支出済額は 18億6,447万65円、予算現額に対します執行率は 99.9%、支出済額を前年度に比較いたしますと 1 億 3,358万142円、7.7%の増でございます。

なお、平成 16 年度末の起債残高は 116億4,052万7,401円となりまして、前年度に比較いたしますと 4,431万3,960円、0.4%の増でございます。また、公債費比率は 18.2%で、前年度と同様でございます。

以上で一般会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、各特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

最初に、稲梓財産区特別会計について申し上げます。

11ページからお願いをいたします。

決算の状況は、歳入決算額 193万2,346円、歳出決算額は 56万5,803円、歳入歳出差引額は 136万6,543円で、予算現額に対します執行率は、歳入が 99.8%、歳出は 29.2%でございます。

次に、下田駅前広場整備事業特別会計について申し上げます。

15ページからお願いをいたします。

決算の状況は、歳入決算額 1,302万9,167円、歳出決算額は 1,192万8,442円、歳入歳出差引額は 110万725円で、予算現額に対します執行率は、歳入が 104.4%、歳出が 95.6%でございます。主な事業は下田駅前広場の改修工事ほかを行いました。

次に、公共用地取得特別会計について申し上げます。

19ページからお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額 2,851万9,217円、歳出決算額は 2,851万9,217円、歳入歳出差引額はゼロ円で、予算現額に対する執行率は、歳入歳出とも 99.8%でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

23ページからお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額 29億5,073万48円、歳出決算額 28億7,674万881円、歳入歳出差引額は7,398万9,167円で、予算現額に対します執行率は、歳入で 99.6%、歳出が97.1%でございます。本年度の医療給付費は 18億7,642万543円で、前年度に比較いたしますと 7,347万85円、4.1%の増となっております。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

27ページからお願いをいたします。

決算の状況は、歳入決算額 29億5,537万4,600円、歳出決算額は 29億6,465万5,189円、歳入歳出差引不足額は 928万589円ございました。このため翌年度繰上充用金 928万589円で歳入不足を補てんをいたしました。予算現額に対します執行率は、歳入が 97.1%、歳出が97.4%でございます。本年度の医療費は 29億2,366万561円で、前年度に比較いたしますと 5,868万669円、2%の減となっております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

31ページからお願いをいたします。

決算の状況は、歳入決算額 14億2,637万1,100円、歳出決算額 13億4,145万8,355円、歳入歳出差引額は 8,491万2,745円で、予算現額に対します執行率は、歳入が 98.1%、歳出が92.3%でございます。

次に、集落排水事業特別会計について申し上げます。

35ページからお願いをいたします。

決算の状況は、歳入決算額 2,032万1,528円、歳出決算額は 1,879万4,381円、歳入歳出の差引額は152万7,147円で、予算現額に対します執行率は歳入が 100.1%、歳出が92.6%でございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

39ページからお願いをいたします。

決算の状況は、歳入決算額 13億4,131万4,832円、歳出決算額は 13億2,791万5,606円、歳入歳出の差引額は 1,339万9,226円で、予算現額に対します執行率は、歳入が 99.9%、歳出が98.9%でございます。主な事業は幹線管渠の築造事業ほかを行いました。

以上で各会計決算の概要について説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入歳出決算の事項別明細書によりまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、16年度各会計別の歳入歳出決算書の附属書類をご用意をお願いいたします。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款の市税についてご説明申し上げます。

予算現額 30億8,344万6,000円に対しまして調定額 41億8,246万1,706円、収入済額は 31億29万8,674円、不納欠損額は 4,242万2,760円、収入未済額におきましては 10億3,974万272円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと 8,405万8,002円、2.0%の減、収納率は 74.1%で、前年度を 1.4ポイント下回っております。

税目別の状況についてご説明申し上げます。

1 項の市民税は、予算現額 9 億 4,570万円に対しまして、調定額 11億4,608万1,289円、収入済額は 9 億 5,666万3,128円、不納欠損額は 992万2,615円、収入未済額は 1 億 7,949万5,546円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと 2,993万3,965円、2.6%の減となっております。収納率は 83.5%で前年度を 0.4ポイント上回っております。

市民税の内訳を申し上げますと、1 目の個人市民税は調定額 9 億 4,225万3,289円に対しまして、収入済額は 7 億 7,036万28円、不納欠損額は 902万3,115円、収入未済額は 1 億 6,287万146円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと 2,254万665円、2.3%の減、収納率は 81.8%で前年度を 0.7ポイント上回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

2 目の法人市民税は、調定額 2 億 382万8,000円に対しまして収入済額 1 億 8,630万3,100円、不納欠損額は 89万9,500円、収入未済額につきましては 1,662万5,400円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと 739万3,300円、3.5%の減、収納率は 91.4%で前年度を 0.8ポイント下回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

2 項の固定資産税は、予算額 15億6,435万5,000円に対しまして調定額 20億8,651万5,753円、収入済額 15億7,076万903円、不納欠損額は 2,683万1,079円、収入未済額につきましては 4 億8,892万3,771円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと 4,723万1,849円、2.3%の増、収納率は 75.3%で前年度を 1.4ポイント下回っております。

内訳を申し上げますと、1 目の固定資産税は、調定額 20億7,586万753円に対しまして収

入済額 15億6,010万5,903円、不納欠損額は 2,683万1,079円、収入未済額は4億 8,892万3,771円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと、4,004億88万1,149円、2.2%の増、収納率は75.2%で前年度を1.4ポイント下回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりであります。

2目の保有資産等の所在市町村交付金及び納付金は、調定額、収入済額とも1,065万5,000円で、前年度に比較いたしますと235万700円、28.3%の増でございます。

2ページをお願いいたします。

3項軽自動車税は、予算現額4,540万円に対しまして調定額5,036万600円、収入済額4,552万3,300円、不納欠損額37万5,200円、収入未済額につきましては446万2,100円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと118万3,300円、2.4%の増、収納率は90.4%で、前年度を0.6ポイント下回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

4項の市たばこ税は、予算現額2億2,000万円に対しまして調定額、収入済額とも2億2,020万5,552円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと42万6,596円、0.2%の増でございます。

5項の特別土地保有税は、予算現額509万1,000円に対しまして調定額2億8,401万5,296円、収入済額は536万8,200円、不納欠損額は167万9,000円、収入未済額は2億7,696万8,096円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと1億2,529万1,150円、30.6%の減、収納率は1.9%で、前年度28.3ポイント下回っております。本税は、平成15年度より課税停止のため滞納繰越分のみとなっております、内訳につきましては記載のとおりでございます。

6項の入湯税は、予算現額9,500万円に対しまして調定額1億1,741万490円、収入済額9,292万830円、収入未済額につきましては2,448万9,660円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと1,699万8,740円、16.9%の増、収納率は79.1%で、前年度を1.7ポイント下回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

7項の都市計画税は、予算現額2億790万円に対しまして調定額2億7,787万2,726円、収入済額2億885万6,761円、不納欠損額は361万4,866円、収入未済額は6,540万1,099円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと532万6,628円、2.0%の増、収納率は75.2%で、前年度を1.5ポイント下回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳については、

記載のとおりでございます。

2 款の地方譲与税は、予算現額、調定額、収入済額とも 1 億 4,114万2,000円で、前年度に比較いたしますと 5,170万円、57.8%の増でございます。内訳を申し上げますと、1 項の所得譲与税が創設をされまして 4,652万6,000円がすべて増となっております。

2 項の自動車重量譲与税の収入済額は 6,970万7,000円で、前年度より 311万9,000円、4.7%の増でございます。

3 項の地方道路譲与 税の収入済額は 2,490万9,000円で、前年度より 205万5,000円、9.0%の増でございます。

3 款の利子割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも 2,010万7,000円で、前年度に比較いたしますと 179万8,000円、8.2%の減でございます。

4 款の配当割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも 361万5,000円で、本年度創設をされたものでございます。

4 ページをお願いいたします。

5 款の株式等譲渡所得割交付金は、予算現額、調定収入済額とも 439万5,000円で、これもまた本年度創設をされたものでございます。

6 款の地方消費税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも 3 億 1,306万7,000円で、前年度に比較いたしますと 3,280万8,000円、11.7%の増でございます。

7 款のゴルフ場利用税交付金は、予算現額 1,112万8,000円に對しまして調定額、収入済額とも 1,112万8,600円で、調定額を前年度に比較いたしますと 20万480円、1.8%の減でございます。

8 款の特別地方消費税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも 15万円で、前年度に比較いたしますと 4,000円、2.7%の増でございます。

5 ページをお願いいたします。

9 款の自動車取得税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも 7,170万2,000円で、前年度に比較いたしますと 1,123万3,000円、18.6%の増でございます。

10 款の地方特例交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも 8,141万8,000円で、前年度に比較いたしますと 405万円、4.7%の減でございます。

11 款の地方交付税は、予算現額、調定額、収入済額とも 24億2,478万8,000円で、前年度に比較いたしますと 1 億 7,723万7,000円、6.8%の減でございます。内訳を申し上げますと、普通交付税が 20億778万1,000円で、前年度に比較いたしますと 1 億 2,917万7,000円、6 %

の減、特別交付税が4億1,700万7,000円で、前年度に比較いたしますと4,806万円、10.3%の減でございます。

12款交通安全対策特別交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも411万4,000円で、前年度に比較いたしますと29万8,000円、6.8%の減でございます。

13款の分担金及び負担金は、予算現額1億4,307万5,000円に対しまして調定額1億6,142万589円、収入済額1億4,714万7,709円、不納欠損額120万5,000円、収入未済額は1,306万7,880円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと100万2,097円、0.6%の減でございます。

なお、不納欠損額は、6ページの2項1目民生費負担金2節の児童福祉費負担金、保育所の保育料ほかでございますが、収入未済額は同じく児童福祉費負担金、保育所保育料でございます。

6ページをお願いいたします。

14款の使用料及び手数料は、予算現額1億6,812万3,000円に対しまして調定額1億6,431万2,386円、収入済額は1億6,327万9,086円、収入未済額は103万3,300円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと291万4,625円、1.7%の減でございます。

なお、収入未済額は6目の土木使用料2節の河川占用料、4節の住宅使用料でございます。収入済額の主なもの申し上げますと、1項4目の農林水産使用料5節のあずさ山の家使用料は948万9,850円で、前年度より217万8,200円、29.8%の増でございます。

5目の商工使用料3節の温水シャワー使用料は333万6,300円で、前年度より39万1,000円、10.5%の減でございます。

5節の外ヶ岡交流館使用料は1,792万407円で、前年度より47万4,463円、2.6%の減でございます。内訳は備考欄記載のとおりでございます。

6目の土木使用料3節都市公園使用料は2,046万6,461円で、前年度より60万6,966円、2.9%の減でございます。内訳は備考欄記載のとおりでございます。

4節の住宅使用料は1,739万3,566円で、前年度より68万4,960円、3.8%の減でございます。

7目教育使用料9節の市民文化会館使用料は1,184万8,710円で、前年度より269万5,780円、18.5%の減でございます。

9ページの2項3目衛生手数料2節の清掃手数料は2,304万8,950円で、前年度より264万7,040円、10.3%の減でございます。

10ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、予算現額 11億2,410万5,000円に対しまして調定額、収入済額ともに11億1,369万1,572円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと1億 3,081万8,273円、10.5%の減でございます。

13ページをお願いいたします。

16款の県支出金は、予算現額4億 7,445万7,000円に対しまして調定額、収入済額とも4億7,834万9,425円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと2億 2,006万6,352円、31.5%の減でございます。

20ページをお願いいたします。

17款財産収入は、予算現額 5,625万2,000円に対しまして調定額 5,872万8,833円、収入済額は5,570万1,798円、収入未済済額が302万7,035円でございます。

なお、収入未済額は1項1目の財産貸付収入1節の市有地貸付収入でございます。調定額を前年度に比較いたしますと3,943万5,663円、204.4%の増でございます。

収入済額のうち主なものを申し上げますと、1項1目 1節市有地貸付収入1,278万1,130円で、前年度より12万2,020円、1.0%の減、2項1目不動産売払収入は3,599万9,649円、市有地売払収入等でございます。

21ページをお願いいたします。

18款の寄附金は、予算現額 1,168万8,000円に対しまして調定額 1,170万5,766円、収入済額1,167万1,053円、収入未済額は3万 4,713円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと1,502万1,769円、56.2%の減でございます。

なお、収入未済額は1項3目の土木費寄附金1節の住宅費寄附金でございます。また、4目の教育費寄附金の500万円は野口観光株式会社様よりの寄附金でございます。

22ページをお願いいたします。

19款繰入金は、予算現額3億 7,746万9,000円に対しまして調定額、収入済額ともに3億7,746万3,630円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと1億 7,504万6,470円、31.7%の減でございます。

23ページをお願いいたします。

20款の繰越金につきましては、補足することはございません。

24ページをお願いいたします。

21款諸収入は、予算現額1億 6,517万7,000円に対しまして調定額1億 7,275万7,236円、収入済額は1億6,119万1,341円、収入未済額は1,156万5,895円でございます。調定額を前年

度に比較いたしますと8,717万2,564円、101.9%の増でございます。

なお、収入未済額は3項1目の民生費貸付金元利収入でございます。

27ページをお願いいたします。

22款の市債は、予算現額、調定額、収入済額ともに16億2,700万円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと6,080万円、3.9%の増でございます。借り入れの主なものは土木債4億1,860万円、減税補てん債6億4,890万円、臨時財政対策債4億2,850万円でございます。

以上で一般会計歳入についての補足説明を終わらせていただきます。

次は、歳出について補足説明をさせていただきます。

31ページをお願いいたします。

1款の議会費でございます。国際姉妹都市であるニューポート市に下田市議会議長が親善訪問をいたしました。

32ページをお願いいたします。2款総務費でございます。

41ページの1項4目秘書広報費都市交流事業で、第21回ニューポート黒船祭に13名が参加をいたしまして友好親善に努めました。また、NPO法人日本ロシア協会から寄贈されました日露友好メモリアル石碑、間戸ヶ浜の海洋公園内に設置をいたしました。

43ページ、お願いいたします。

7目の企画振興費、地域振興事業で下田市自主運行バス事業補助金を支出しております。

44ページのふるさとづくり事業で、自治総合センターコミュニティ助成金を東本郷区、河内区に支出しております。

45ページの開港150周年記念事業で、実行委員会に対しまして補助金を支出いたし、ネーチャースクール等を実施しております。

63ページ、お願いいたします。

7項1目の交通安全対策費、交通安全施設整備事業で防護さく8カ所、カーブミラー 20カ所の設置工事等を行いました。

2目の交通安全対策推進基金費で、下田市交通安全対策推進基金を設置いたしまして、積み立てをいたしました。基金の年度末現在高は2,729万4,893円でございます。

64ページ、8項1目の地域防災対策費地域防災対策総務事務で同報、行政無線の各種整備及び保守点検業務、わが家の耐震診断業務、箕作地区コミュニティ消防センター新築工事設計委託を行いました。

67ページをお願いいたします。3款の民生費でございます。

73ページの1項5目福祉基金費、ほのぼの福祉基金で一般市民の方々から寄附金をいただきまして6件、39万8,502円の積み立てを行い、基金運用益及び元金2,500万円を各事業に充てました。その結果、本年度末の基金残高は1億2,157万1,456円でございます。

74ページの2項1目老人福祉総務費、老人福祉施設入所措置事業で賀茂老人ホームほか2施設に27名の方々が入所されております。また、在宅の老人援護事業として、生きがいデイサービス事業を下田市デイサービスセンターとデイサービスセンターあずさの里の2カ所で行い、登録者は91名でございます。

在宅の要養護老人や要介護者等の各種相談に応じるため、在宅介護支援センター運営事業をあずさの里に委託をいたしました。相談実績は延べ704件でございます。ひとり暮らしのお年寄り等のために配食サービスを給食業者に委託をいたしました。実績は延べ1万5,220食でございます。

78ページ、3目の総合福祉会館費老人福祉センター運営事業で、下田市総合福祉会館を下田市社会福祉協議会を指定管理者として老人福祉センター管理委託を行いました。

4目在宅老人等福祉援護事業費、ことぶきバス回数券助成事業で該当者は5,193人に対しまして6,758冊を助成いたしました。

80ページ、お願いいたします。

3項1目の児童福祉総務費、放課後児童対策事業で下田小学校放課後児童クラブ地域子育て支援センター事業を実施いたしました。

82ページ、3目の保育所費は公立4施設に対する経費でございまして、園児数は定員380人に対しまして月平均316人でございます。

85ページ、4目の民間保育所費は2施設に対する経費でございまして、園児数は定員210人に対しまして月平均217人でございます。

5目の地域保育所費は、2施設に対する経費でございまして、園児数は定員100人に対しまして月平均96人でございます。

88ページ、4項の生活保護費でございますが、16年度末の保護世帯は184世帯、237人で前年度より10世帯14人の増でございます。

93ページをお願いいたします。4款の衛生費でございます。

96ページの2項1目保健対策費、老人保健事業で基本検診と各種がん検診を行いました。延べ1万3,759人が受診されております。

98ページから3項清掃費でございます。1トン当たりのごみ処理経費は3万 3,584円で、前年度より5,758円、20.7%の増でございます。

102ページ、焼却場管理費のうち修繕料でバグフィルターのろ過の布の交換を行いました。

105ページ、合併処理浄化槽設置事業でございますが、合併処理浄化槽設置者に対しまして補助を行いました。補助金の交付件数は46件でございます。

6目のし尿処理で南豆衛生プラント組合に汚泥再生処理センター建築のための負担金を支出いたしました。

105ページをお願いいたします。5款の農林水産業費でございます。

109ページの3目農業振興費、中山間地域の直接支払事業で中山間地域等直接支払交付金を支出いたしました。

116ページの5目のみどりの基金費で30万232円を積み立てをいたしました。その結果、本年度の基金残高は2,356万8,710円でございます。

4項のあずさ山の家管理運営費でございますが、宿泊者数は3,561人で前年度より830人の増でございます。118ページ、5項2目水産振興費で排水ろ過殺菌冷却施設整備事業補助金を支出いたしました。

同じく118ページの4目漁港建設改良費で須崎漁港の漁場整備事業等を行いました。

120ページの5目の漁港海岸整備事業費で、外浦漁港の海岸保全工事を行いました。

121ページをお願いいたします。6款の商工費でございます。

1項2目商工振興費のうち123ページの中小企業金融対策事業で県融資制度のあっせんとその利子補給を行いました。小口資金経済変動対策特別資金、中小企業災害対策資金の本年度の融資額は92件、6億2,950万円でございます。

124ページ、5目の下田市民スポーツセンター管理運営費でございますが、本年度の利用者は6万9,653人で、前年度より2,084人の増でございます。

126ページから2項2目観光振興費で各種団体へ負担金及び補助金の支出と各種観光パンフレットほかの作成委託を行いました。

128ページからの3目観光施設管理費のうち129ページの蓮台寺パークプール施設管理運営事業でございますが、入場者数は6,737人で前年度より439人の増でございます。

130ページ、多々戸浜温水シャワー施設管理運営事業でございますが、利用者は1万6,649人で、前年度より1,900人の減でございます。

131ページの4目外ヶ岡交流館管理運営費でございますが、常設展示室入館者は7,825人

で、前年度より1,031人の減でございます。

なお、施設全体の入り込みの人数は39万6,231人となりまして、前年度に比較いたしまして12万5,160人の増でございます。

133ページをお願いいたします。7款の土木費でございます。

134ページ、2項1目道路維持費で市道椎原1号線ほか62件の修繕工事を行いました。

135ページの2項2目道路新設改良費で宇土金線道路改良工事を行いました。

136ページ、2項4目の橋梁新設改良費みなと橋かけ替え事業で、みなと橋のかけ替え工事を行い、完成となりました。

138ページ、3項2目河川改良事業費で準用河川下條川及び準用河川奥条川の河川改良工事を行いました。

142ページの4目都市公園費、都市公園維持管理事業でございますが、有料公園施設の利用人数は10万941人で、前年度より7,661人の増でございます。

143ページ、5目のまちづくり施設整備費、高質空間形成の施設整備事業で下田公園下広場の整備工事及びみなと橋ポケットパーク整備工事を行いました。

146ページの6項1目下水道費で、下水道事業特別会計繰出金を6億1,600万円を支出しております。前年度より9,920万円の減でございます。

149ページをお願いいたします。8款の消防費でございます。

151ページの3目消防施設費で消火栓の新設、防火水槽、消防詰所の修繕を行いました。

なお、本年度の火災発生件数は7件で、出勤人員は743人でございます。

151ページ、お願いいたします。9款の教育費でございます。

小学校7校の児童数は1,292名で、前年度より22人の減でございます。中学校4校の児童数は657人で、前年度より73人の減でございます。幼稚園6園の園児数は144人で、前年度より32人の増でございます。

155ページ、奨学振興基金は寄附金500万円と利子の積み立てを行いましたが、154ページ、奨学振興事業で、本基金から下田市就学奨励の交付金4中学校の12人に対しまして120万円を交付いたしたため、本年度末の基金残高は2,705万6,239円でございます。

155ページからの2項1目小学校管理費で稲生沢小学校、砂梓小学校の耐震診断業務及び白浜小学校屋上の防水改修工事を行いました。

163ページ、3項3目中学校施設整備費で稲生沢中学校技術棟の改築工事を行いました。

165ページ、4項1目幼稚園費で稲梓幼稚園、稲生沢幼稚園の耐震診断業務委託を行いま

した。

167ページ、5項2目青少年の教育費、青少年海の家管理事業でございますが、青少年海の家の利用者は2,003人で、前年度より300人の減でございます。

169ページ、成人活動推進事業で市民大学、各種学級を行いました。回数は163回で受講者の人数は2,026人ございました。

177ページ、8項1目の市民文化会館費でございますが、市民文化会館の利用者は9万5,833人ございました。

178ページをお願いいたします。10款の災害復旧費でございます。

182ページ、3項1目の公共の学校施設災害復旧費で、浜崎小学校の屋内運動場災害復旧工事を行いました。

186ページ、11款の公債費につきましては、特に補足する事項はございません。

また、187ページ、12款の予備費につきましては、備考欄記載のとおり38件の予備費充用を行いました。

190ページの実質収支に関する調書は説明を省略させていただきます。

191ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1の公有財産中土地及び建物、山林につきましては、土地建物の決算年度中増減高の中に財産台帳の整備により精査されました増減高を算入いたしました。

なお、土地及び建物、山林の年度末残高は合計欄に記載のとおりでございます。

また、本年度増減高の特筆すべき事項につきましては、下段に記載してございます。

192ページ、物件から有価証券まで193ページの2の物品、それから193ページの3の債権までは記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

196ページ、4、基金でございますが、基金の決算年度末現在高は7億2,801万4,000円でございます。各基金の本年度中の増減高及び本年度末現在高は記載のとおりでございます。

197ページ、198ページの基金運用状況は説明を省略させていただきます。

以上で一般会計の歳入歳出につきましての補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、各特別会計について補足説明をさせていただきます。

199ページをお願いいたします。下田市稲梓財産区特別会計でございます。

決算の状況は、前段で申し上げたとおりでございます。204ページ、財産に関する調書の土地、建物及び山林におきまして財産台帳の整備による増減高を算入いたしました。

なお、本年度末の財政調整基金の残高は1,466万2,232円でございます。

以上で下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

205ページをお願いいたします。下田市下田駅前広場整備事業特別会計でございます。

歳入の主なものはバス会社2社、タクシー会社4社からの広場使用料でございます。

206ページの歳出でございますが、2款1項1目広場整備費で下田駅前広場改修工事ほかを行いました。

以上で下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わらせていただきます。

211ページをお願いいたします。

下田市公共用地取得特別会計でございます。歳入歳出ともに前段で申し上げたとおりでございますが、本年度末の土地開発基金の残高は現金で3,566万5,273円、貸付金は2億2,293万円で、合計は2億5,859万5,273円でございます。

以上で下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わります。

217ページをお願いいたします。下田市国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入の主なものを挙げますと、1款の国民健康保険税は予算現額11億4,110万円に對しまして調定額は15億3,375万2,390円で、収入済額11億4,384万1,678円で、この中には還付未済額の4,900円が含まれております。不納欠損額は2,423万2,835円で、収入未済額3億6,567万7,877円で、調定額は前年度に比較いたしますと1億6,050万1,764円、11.7%の増でございます。収納率は74.6%で、前年度に比較いたしますと1.3ポイント上回っております。

219ページ、4款の療養給付費交付金は、予算現額4億6,125万1,000円に對しまして調定額、収入済額とも4億2,362万2,000円で、調定額を前年度に比較いたしますと1,840万6,000円、4.2%の減でございます。

220ページ、8款繰入金は予算現額1億6,516万円に對しまして、調定額、収入済額とも1億6,515万9,694円で、調定額を前年度に比較いたしますと1億537万9,850円、39.0%の減でございます。

次は、歳出についてご説明申し上げます。

226ページの2款保険給付費の収入済額は19億1,394万2,146円で、前年度に比較いたしますと7,831万335円、4.3%の増でございます。

229ページ、3款の老人保健拠出金の支出済額は6億7,059万8,109円で、前年度に比較いたしますと1億2,577万3,533円、15.8%の減でございます。

平成16年度末の被保険者数は7,335世帯、1万4,006人で、前年度に比較いたしますと93

世帯、15人の増でございます。本年度末の国民健康保険診療報酬支払準備基金の残額は 79万7,788円でございます。

以上で下田市国民健康保険事業の特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

237ページをお願いいたします。下田市老人保健特別 会計でございます。

歳入の主なものを申し上げますと、1 款の支払基金交付金は、予算現額 18億2,412万3,000円に対しまして調定額、収入済額とも 18億2,899万5,460円で、調定額を前年度に比較いたしますと1億4,920万8,721円、7.5%の減でございます。

2 款の国庫支出金は、予算現額8億1,576万5,000円に対しまして調定額、収入済額とも7億3,497万257円で、調定額を前年度に比較いたしますと6,983万1,856円、10.5%の増でございます。歳入及び歳出差し引きにつきましての不足額につきましては、前段で申し上げたとおりでございます。

以上で老人保健特別会計の歳入歳出決算についての補足説明を終わらせていただきます。

次は、243ページをお願いいたします。下田市介護保険特別会計でございます。

歳入の主なものを申し上げますと、1 款の保険料は予算現額2億2,146万6,000円に対しまして調定額2億3,006万9,000円、収入済額2億1,994万6,500円で、その中には還付未済額71万3,400円が含まれております。収入未済額は767万4,700円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと422万2,200円、1.9%の増でございます。収納率は95.6%で、前年度に比較いたしますと0.8ポイントの減でございます。

3 款国庫支出金は、予算現額3億5,065万3,000円に対しまして調定額、収入済額とも3億5,100万6,000円で、調定額を前年度に比較いたしますと6,186万円、21.4%の増でございます。

4 款の支払基金交付金は、予算現額4億3,866万円に対しまして調定額、収入済額ともに4億1,275万7,000円で、調定額を前年度に比較いたしますと5,995万2,000円、17.0%の増でございます。

5 款の県支出金は、予算現額、調定額、収入済額とも1億7,135万1,000円で、調定額を前年度に比較いたしますと3,329万3,000円、24.1%の増でございます。

8 款の繰入金金は、予算現額、調定額、収入済額とも2億5,102万9,000円で、調定額を前年度に比較いたしますと5,394万4,000円、27.4%の増でございます。

次は、歳出でございます。248ページをお願いいたします。

1 款3 項1 目の介護認定審査会費で、同審査会を48回開催をいたしまして1,495件の審査

を行いました。

250ページ、2款の保険給付費は支出済額が12億6,352万8,403円で、各種介護サービス給付費の負担金を支出しております。

基金の年度末現在高は3億4,149万2,116円でございます。

以上で介護保険特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わらせていただきます。

次は、259ページをお願いいたします。下田市集落排水事業特別会計でございます。

決算の状況につきましては、前段で申し上げたとおりでございます。

264ページ、財産に関する調書の土地及び建物において財産台帳整備による増減高を算入してございます。

次は、265ページをお願いいたします。下田市下水道事業特別会計でございます。

歳入の主なものを申し上げますと、1款の分担金及び負担金は、予算現額1,700万円に対しまして調定額2,678万7,093円、収入済額は1,712万4,330円、収入未済額は966万2,763円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと228万9,400円、9.3%の増でございます。

2款の使用料及び手数料は、予算現額1億1,900万2,000円に対しまして調定額は1億3,909万5,691円、収入済額は1億1,742万1,029円、不納欠損額は156万1,829円、収入未済額は2,011万2,833円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと514万4,021円、3.8%の増でございます。収納率は84.4%でございます。

266ページ、5款の繰入金は予算現額、調定額、収入済額とも6億1,600万円で、前年度に比較いたしますと9,920万円、13.9%の減でございます。

8款の市債は、予算現額、調定額、収入済額とも4億5,900万円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと1億600万円、30%の増でございます。

なお、16年度末の市債残高は92億564万8,284円で、前年度より2,912万491円、0.3%の減でございます。

次は、歳出でございますが、271ページの1項1目公共事業下水道幹線管渠築造事業で幹線管渠の築造、274ページ、下水道幹線管渠の築造事業では、枝線または管渠の築造を行いました。この結果、本年度末におけます整備面積は246.45ヘクタールとなります。整備済み面積でございます。認可面積298.7ヘクタールに対しまして82.5%の整備率となりまして、また供用及び処理開始面積は245.65ヘクタールとなりました。

以上で下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わります。

大変長い説明になりましたが、ありがとうございました。

以上で認第1号 平成16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定から認第9号 下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 1分休憩

午後 2時 11分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。

番外。

水道課長（磯崎正敏君） それでは、認第10号 平成16年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算についてご説明いたします。薄い水色の決算書をご用意をお願いします。

本決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の1ページをお開きください。

平成16年度下田市下水道事業報告書でございます。

（1）概況。イの総括事項でございます。

下田市下水道事業における本年度の年間有収水量は、455万4,001立方メートルと前年度に比べ2万403立方メートルの増、率にして0.5%の増加でありました。

総配水量は、542万8,410立方メートルで有収率83.9%となりました。前年度より4.9%の増加となりました。また、年度中の配水管破損件数は55件と、前年度に比べ24件増加しました。本年度も老朽管更新事業に対する出資制度及び地震対策特別推進事業補助金により石綿管布設替え工事を実施し、あわせて漏水調査も行き、無効水量の発見にも努めました。

水道水源保護条例に基づく合併処理浄化槽設置事業に対する補助は12件、63万2,000円の補助金を交付いたしました。

（イ）の収益的収支の状況でございます。

事業収益は7億449万7,106円で前年度対比101.2%、854万4,959円の増、事業費用は6億7,641万7,288円で前年度対比104.4%、2,824万5,327円の増となり、この結果、経常利益が3,246万1,252円、当年度純利益は2,807万9,818円となりました。

収益の主な内容は、営業収益における給水収益6億8,564万6,195円で前年度対比100.9%、

610万7,825円増となり、供給単価は1立方メートル当たり150円56銭と、前年度に比べ67銭の増となりました。

また、受託工事収益は647万5,716円と前年度対比134.6%、166万5,983円の増、その他営業収益においては1,010万7,566円と前年度対比104.1%、39万4,763円の増となりました。営業外収益のうち他会計繰入金は、消火栓維持管理費160万7,000円であります。

一方、費用については、前年度対比で人件費112.6%、支払利息94.6%、減価償却費101.2%、動力費101.9%、薬品費113%、路面復旧費135.2%となり、給水原価は1立方メートル当たり146円36銭と前年度に比べ5円28銭の増となりました。

この結果、有収水量1立方メートル当たりの利益は4円20銭となりました。

2ページをお願いします。

(ロ)の資本的収支の状況でございます。

資本的収入1億2,640万7,100円、資本的支出3億5,540万2,405円の事業執行となりました。収入の主な内訳としましては、企業債1億200万円、他会計からの出資金1,880万円、これは消火栓設置工事出資金等80万円、それと老朽管更新事業費出資金1,800万円でございます。

水道負担金295万3,900円、他会計からの補助金63万円、これは地域総合防災推進事業補助金であります。負担金204万1,200円、これは移設工事補償であります。

次に、支出の主な内訳としまして、改良工事は総額1億9,984万6,010円で、各地区排水管改良工事、ろ過池改良工事、残留塩素計改良工事、消火栓設置工事等が主たる工事であり、配水管改良工事において石綿管1,152.4メートルの取りかえを行いました。

なお、資本的収入額が資本的支出に不足する額2億2,899万5,305円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額865万9,013円、当年度分損益勘定留保資金2億1,378万8,064円、減債積立金654万8,228円で補てんしました。

本年度における消費税及び地方消費税は、1,838万1,800円の納付額となりました。

3ページをお願いします。

(ハ)の各年度給水原価算出表と(ニ)の各年度供給単価算出表は、平成7年度から16年度までの一覧表でございます。

4ページをお願いします。

4ページは、平成16年度の議会議決事項と行政官庁許認可事項の一覧表でございます。

5ページをお願いします。

職員に関する事項でございますが、平成16年度は条例定数23名に対し実数18名と臨時2

名により業務を行っております。

6ページをお願いします。

2の工事といたしまして、平成16年度資産取得表でございますが、改良工事の概況につきましては7ページ、8ページに、固定資産購入費の概況につきましては9ページに列記してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

9ページをお願いします。

下の表の保存工事の概況でございますが、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

10ページをお願いします。

3の業務、平成16年度業務量について列記してございます。これは水道事業報告書の総括事業でさきに報告させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

11ページをお願いします。

上の表は、月別有収水量でございます。下の表は事業収入に関する事項、イの事業収益といたしまして、営業収益が前年度対比101.2%の7億222万9,477円で、内訳の主たるものは給水収益が6億8,564万6,195円、構成比97.4%でございます。

営業外収益226万7,629円で、他会計繰入金160万7,000円が主たるもので、収益合計は7億449万7,106円となるものでございます。

12ページをお願いします。

上の表は、給水収益で普通給水と特別給水の区分となっております。他の表は事業費に関する事項のうち事業費用でございます。事業費用5億1,876万2,954円、営業外費用1億5,327万2,900円、特別損失438万1,434円で、費用合計は6億7,641万7,288円となるものでございます。

次に、13ページは費用構成の表で、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

14ページをお願いします。

企業債及び一時借入金の概況でございます。企業債の平成15年度末残高は31億2,727万4,903円で、平成16年度中の借入高が1億200万円、償還高は1億5,249万525円で、平成16年度末の企業残高は30億7,678万4,378円となるものでございます。一時借入金については、平成16年度中の借り入れはありませんでした。

次に、ロ、その他会計経理に関する重要事項でございます。

まず、イのたな卸し資産で、本年度末残高は1,288万8,894円で、たな卸し資産購入額は1,374万5,799円でございます。

次に、八の消費税につきましては、冒頭、総括事項でご報告いたしておりますので、省略させていただきます。

次に、15ページをお願いします。平成16年度下田市水道事業決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出のまず収入でございますが、第1款水道事業収益は、予算額7億2,416万2,000円に対しまして決算額は7億3,961万4,104円で、執行率は102.1%でございます。その内訳といたしまして、決算額で第1項営業収益7億3,733万7,148円、第2項営業外収益227万6,956円でございます。

次に、支出で第1款水道事業費用は、予算額7億1,427万4,000円に対しまして決算額は7億222万712円で、執行率は98.3%でございます。その内容といたしまして、決算額で第1項営業費用は5億2,594万7,306円で、第2項営業外費用は1億7,167万2,901円、第3項特別損失は460万505円でございます。

次に、16ページをお願いします。

2の資本的収入及び支出で、まず収入でございます。

第1款資本的収入は、予算額1億2,343万2,000円に対しまして、決算額では1億2,640万7,100円で、その内容といたしまして、決算額で第1項企業債が1億200万円、第2項他会計からの出資金は1,880万円、第3項水道負担金は293万5,900円、第4項他会計からの補助金は63万円、第6項負担金は204万1,200円でございます。

次に、支出で第1款資本的支出は、予算額3億6,909万円に対しまして、決算額は3億5,540万2,405円でございます。その内訳といたしまして、決算額で第1項建設改良費は2億291万1,880円、第2項企業債償還金は1億5,249万525円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する補てんにつきましては、冒頭説明しておりますので、省略させていただきます。

次に、17ページをお願いします。

平成16年度下田市水道事業損益計算書で、ここに記載されております金額は税抜きでございます。

1の営業収益は7億222万9,477円、2の営業費用が5億1,876万2,954円で、営業利益は1億8,346万6,523円となるものでございます。

次に、3の営業外収益は226万7,629円、4の営業外費用が1億5,327万2,900円で、経常利益は3,246万1,252円となり、これに6の特別損失438万1,438円を引きますと、当年度純利益は2,807万9,818円となるものでございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金

3,709万1,000円を加えまして、当年度未処分利益剰余金は 6,517万818円となるものでございます。

次に、18ページをお願いします。

平成16年度下田市水道事業剰余金計算書で、これも税抜きとなっております。

まず、利益剰余金の部で1の減債積立金は、当年度処分額 654万8,228円で、当年度末残高は1億4,594万2,297円となり、2の未処分利益剰余金は繰越利益剰余金年度末残高 3,709万1,000円に当年度純利益 2,807万9,818円を加えますと、当年度末未処分利益剰余金は 6,517万818円となるものでございます。

次に、資本剰余金の部でございますが、ここでは当年度発生額があるものについて説明させていただきます。

19ページ、の負担金、当年度発生額は 204万1,200円で、下水道枝線管渠築造工事に伴う施設補償金、の他会計補助金は当年度発生額 63万円で、地震対策事業の地域総合防災推進事業補助金等でございます。の水道負担金、当年度発生額は1件分 279万6,096円でございます。

以上の結果、翌年度繰越資本剰余金は 12億5,064万8,026円となるものでございます。

次に、平成16年度下田市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度未処分利益剰余金 6,517万818円であります。剰余金は、地方公営企業法第 32条の規定により、毎事業年度利益が生じた場合、20分の1を下らない金額を減債積立基金として積み立てることになっております。減債積立金の平成 16年度末残高は1億4,594万2,297円で、平成17年度企業債償還金1億5,040万3,230円に不足する額446万933円を減債積立金に処分し、今年度より建設改良積立金2,000万円を積み立てるというものでございます。そういたしますと、翌年度繰越利益剰余金は4,070万9,885円となるものでございます。

次に、20ページをお願いします。

平成16年度下田市水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資金合計、末尾に記載してあります金額は 58億9,600万8,539円で、前年度決算に比べまして293万2,781円の増となっております。

21ページをお願いします。

負債の部で、負債合計は1,377万5,002円でございます。

次に、資本の部で4の資本金合計は 44億2,047万2,396円、5の剰余金合計は 14億6,176万1,141円でありまして、資本合計は 58億8,223万3,537円となり、負債資本合計は 58億9,600

万8,539円で、前のページの資産合計の額と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

次に、22ページから32ページにつきましては附属書類でございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、認第10号平成16年度下田市水道事業会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（森 温繁君） 認第1号より認第10号までの当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第1号平成16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 議長にお願いしたいと思いますが、本年度の決算の審査に当たりまして、監査委員から下田市各会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見書というのが付されているわけでございますが、本年度のこの監査の意見書は、極めて異例の監査意見書でありまして、1つは、自主運行バスによる補助金交付にいささか問題があるというふうな指摘が1点ございます。これは既に裁判となっている問題で、監査からいささか問題があるという指摘が1点あるということ。

2点目に、財産の調書において膨大な誤謬があったという点について、監査の意見はいささか遺憾であるというふうなことが強く指摘されて、さらにもう一点は、不納欠損処分において、前年2,500万円に対して7,000数百万円の不納欠損処分等について税の公正性等について問題点ありという、いささか重要な問題について指摘がございます。

この点につきましては、当然決算審査でございますから、代表監査委員が登庁されていると思いますから、議長におきまして、この議場に監査委員の出席を求めまして、監査委員の意見等を聞きながら、詳細な審議をさせていただきたいと思います。よろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 2時33分休憩

午後 2時55分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま小林議員の方から監査委員の出席の要請がございましたけれども、本日監査委員が登庁しておりませんので、いささか遺憾ではございますが、後日常任委員会で出席を求め、慎重に審議していきたいと思っておりますけれども、それによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） それでは、そのようにさせていただきます。

じゃ、質疑を続けます。

10番。

10番（小林弘次君） 今回の決算審査は、例年行われた議会における特別委員会によって、決算全体像に対する審査をするということではなくて、各常任委員会に分轄して審査をするという、こういうことのように。したがって、全体の関係において議論するというのは本会議の審査しかないわけですから、多少詳細にわたる面があるかと思いますが、ご容赦のほどをお願いしたいと思います。

質問の第1点でございますが、ただいま監査の審査報告書にも盛られておりました自主運行バスについての補助金交付について、補助金交付の要綱、その他に基づいて正確な運営が行われてきたのかどうなのか、そして指摘されているような事項があるのかどうなのか、これ等関連しまして下田市の各団体その他に対する補助金等の交付については当たって、規則等に基づいて正確に執行されているかどうか、収入役にお伺いしたいと思います。収入役を兼掌された助役さんにお伺いします。

というのは、補助金交付に当たってこの指摘は、概算的な請求を形式的な収支の報告書に基づいて同額を支出しているというふうな意味合いのものを込めているのではないかなど。したがって、他の膨大な補助金交付においても領収書の写し等をとって、そして要するに正確な公務が行われているかどうか、この点が質問の第1点でございます。

第2点目は、この審査意見書に従いまして少しお伺いしたいと思います。平成16年度の各会計をめぐる収入未済は14億数千万円、前年度約15億数千万円から多少の減額になっている。その理由は、不納欠損処分として7,000数百万円、約8,000万円近く不納欠損処分をしているために、そういう結果になっている。

石井市長になって、かつて自分は膨大な不納欠損処分をしているということを市長に申し上げました。数年前です、市長になってから膨大な不納欠損処分をしている、税の公正性、その他からいって、このような膨大な不納欠損処分を生じた、前年は5,000万円内外です。膨大な不納欠損処分を生じた理由は何であったのか、また、債権の確保に当たって、時効等

が成立しないような要するに内金の納入等々をあらゆる手だてを尽くすべきだと思いますが、この不納欠損処分の正当性についてお伺いします。

なお、この際お伺いしますが、ここ5年間ぐらいの下田市が貴重な財政難の中で取るべき税その他を取れないということで処分した金額は、過去5年間ぐらいで幾らになるのか、わかったら教えていただきたいと思います。

次に、審査意見書の結びの中に、財産に関する調書についての訂正ということが出ております。これは、中身を見ますと、土地において1,000万平米を超えている部分で誤りがあつたと、1,300万平米余の要するに下田市は土地の所有をしていた、財産があつたと、これが今回1,000万平米も誤りで、実際は300万ちょっとしか土地はなかったという、こういうことになるわけです。今まで1,300万平米の土地はあるということで資産はあるよあるよと、借金あたって怖くないよと、こういう形だったわけです。

ところが、今回1,000万平米も要するに3分の1にはもう空だったんだと、これは単純に1回ぐらいの調査で、そういうことを軽々にしていいものかどうなのか、なぜ長年にわたって、これで見ますと昭和39年以来といいますから、40年余にわたってこういう数字が使われてきたわけですから、それらがしかも市としては、市長としては、市長の職務の中で最も大事な公有財産を管理するという、その点において管理が行われてきたわけですが、その点においてそういう問題が起きた理由、状況、こういったものは極めて不明確であると思うんです。

その点について、やはり単なる形式上ではなくて、きちっとした長期にわたる調査というふうなものがさまざまな視点から調査を進めるべきではなからうかと、安易にこういうことをすべきではないと思いますが、いかがでしょうか、これが3点目でございます。

4点目に、事務分掌についてお伺いします。

一昨日、土屋誠司議員の質問の中で、事務分掌についての質問がございました。私の承知しているところでは、人事異動があつたときには、総務課においてそれぞれの課に事務分掌についての調書を徴取し、そして市長並びに助役がそれを稟議をとるという、こういう制度になっていると聞いております。

平成16年度において、総務課事務分掌で課長代決者が技監であつたという事実はどうであつたのか、条例規則上で課長代決者は、技監等は事務代決者にはなれないということがあつたとしても、現実に総務課において事務代決者として取り扱われていたことは事実が証明しているわけです。

したがって、人事の最高責任者である助役さんに、今申し上げました人事異動上におけるところの事務分掌に関する処理はどのようになっているのか、この点についてお伺いするものでございます。

次に、下田市の海水浴場は、夏期の観光の最も大きな施設でございます。この海水浴場が、下田市の海水浴場に関する条例に基づいて正確に、厳正に執行されているかどうか、平成16年度執行されたかどうか、この点をお伺いします。

次に、下田市は観光立市を市長が掲げ、観光アドバイザーということで、膨大な費用が支払われております。観光アドバイザーに支払われた700万円という市費は、報酬なのか賃金なのか、正確にお答え願いたいと思います。

次に、下田市の諸施設の管理についてお伺いします。とりわけ観光施設であるとか、あらゆる施設の合理的で、そして適切な管理責任というのは、これはこれまた市長の重要な事務の一つでございます。公の施設、その他施設の管理の責任というものがございまして。私はかねてから、白浜におきますところの長田海水浴場における1億円近くの金をかけてつくった木製ウッドデッキ、あるいは県の膨大な補助金を受けてつくられた尾ヶ崎等のアロエ等の遊歩道その他の施設、こういったもの、あるいはその他木製の木による施設、木を使った施設に対する維持管理を怠ると、たちまち腐食し、使いものにならなくなる。そういう点でとりわけウッドデッキ等、平成16年度正しいそういった意味での管理運営というものが、管理のあれが行われているのかどうなのか、その点についてお伺いします。

さらに、教育長にお伺いします。

本議会の一般質問において各議員が教育長にさまざまな視点から質問が行われました。本来、義務教育における全体的な、要するに地域間格差のない公正なそういう義務教育を確保するために一定の国庫負担等は当然だと、簡単に言えば、財政力のあるところは豊富な、あるいは条件のいい教育環境で行われ、財政力の少ないところでは、劣悪とは言わないですが、水準以下の教育環境で行われるという、こういうことがあってはならないと、当然だと思います。

その点につきまして、私は本年の3月議会におきまして、下田市の児童・生徒におけるところの義務教育費における諸条件、例えば図書費であるとか、あるいは教材費であるとか、そういう諸条件が近隣の南伊豆町やあるいは河津町のほぼ半分ぐらいしかの費用がないという、こういうことを指摘しました。これは、義務教育における下田の小・中学生と河津、南伊豆町における小・中学生と、歴然とした格差を生んでいるのではないかと、この点に関して

教育長、平成 16年度決算において、そういう問題についての見解をお伺いするものでございます。

さらに、下田市における決算の内容を見ますと、指摘しましたが、ごみ処理についての膨大な経費というものが出ているわけです。一般質問で自分もさせていただきましたが、担当課で結構でございますが、ごみ焼却場における耐震調査等行われているのかどうか、この点についてお伺いするものです。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の自主運行バスの補助金が適正に執行されているのか、またそれに関連して他の補助金等交付についても適正かという質問に対しましては、これは今、小林議員も言われましたように、自主運行バスにつきましては係争中でありまして、この段階においても今回の監査委員の審査報告書の中にも記載をされております。いろいろ補助金の積算の根拠は、規定に沿って積算をしているものでありますけれども、その規定そのものがおかしいんじゃないかと、単純に言うと、そのような形での係争でございます。

現在、下田市におきましても顧問弁護士をそのような形で、代理者として定めまして係争に対応させていただいておりますので、現時点においては、私どもといたしましては、そういう取り扱いの手法に沿って適正に執行されているという判断をしているところでございます。

また、その他の補助金につきましても、補助金交付要綱等々に沿って適正に執行されているというふうに判断をしております。

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） 領収書等々につきましては、これは毎年決算報告のときにも、たしか小林議員からも領収書の指摘がございました。それ以来、嚴重にやっているものでございます。

それから、4点目の事務分掌に関する処理ということで、事務代決者ということでございます。16年度中の特に総務課の事務分掌の中に、事務代決者という形で技監の名前が記入されていることは、これは間違いのない事実であります。しかしながら、大変申しわけなかったんですが、ここにあります下田市行政組織規則の中に、条文として明確に「課又は室に参事又は防災監が置かれず課長補佐が2人以上置かれている場合は、あらかじめ課長等が指名する課長補佐が事務代決者となる」というふうになっておりまして、当時、どういう事情

かよくわからなかったんですが、技監が事務代決者という名前を連ねていることに対しては、今言った規則にそぐわない代決者でございまして、実質的には事務分掌の中には、その様な形で名前を挙げておりますけれども、聞くところによりますれば、実際の事務代決の仕事をするような形はなかったというふうに聞いております。

そのようなことで、17年度からはこの規則に沿った補佐の中から指名する職員が事務代決者となっているものでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 不納欠損状況のご質問でございます。私の方で所管いたしますのは市税、あるいは国保というところでございますので、その部分についてのご説明をさせていただきますと思います。

決算の説明におきましても、助役さん、収入役さんの方から市税、あるいは国保の欠損処分状況についてはご説明をさせていただきました。当然これらの欠損というのは、法に基づきまして、一般的に言いますと5年の消滅時効、あるいは3年の執行停止、そして競売等によって財産がすべて処分された場合の即時というような、それぞれの法に基づく条件といましようか、それに基づいて欠損処分をしているところでございます。

この近年といいましようか、数年どのような感じでの欠損状況かというご質問でございますが、市税関係で申しますと、平成12年度が約8,300万円、13年度が5,700万円、14年度が1億3,200万円、15年度が2,400万円、そして本年度が4,200万円。これは市税だけでございますけれども、そのような欠損額でございまして、その年度年度において欠損の金額が増減しておりますが、これは市債権の競売等によりまして処分をされます。

当然、そういう債権が優先をしている物件につきましても差し押さえ、あるいは場合によったら、交付要求等の滞納処分を市としてはしておるわけでございますけれども、競売によってそれが一件落ち着いたしますと、その財産、処分したものについては、すべて新しい所有者になりますので、その時点で滞納者の財産等が消滅する、なくなるというようなことで、やむを得ず欠損をしなくてはならないというような状態になる事例がございます。特に、大きなものは、特別土地保有税関係が大きくそういう意味ではウエートを占めております。

もちろん欠損処分というのは、最終的な手段といいましようか、処理だというふうに私たちも考えておりますので、極力欠損に至らないように納税者に対しては、納税の依頼、あるいはそれ以外に財産、あるいは納付に結びつくようないろいろな手法をとっているわけでございますけれども、住所がどこか行ってわからなくなったとか、あるいはいろいろな事情で

生活保護になってしまったとか、そういうようなことでやむを得なく処分をしているのが実情でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 公有財産台帳の訂正の関係でございます。

9月5日の協議会の中でちょっとご説明触れさせていただきましたが、そういう意味でいえば、この事業につきましては、15年度の予算におきまして1,400万円強の予算費をもちまして、当時のいわゆる緊急地域雇用創出特別対策事業を活用いたしました事業で実施いたしました。

実施内容につきましては、静岡県の地方法務局下田支局において、委託者である会社の方から職員が出向きまして、土地登記簿謄本及び公図閲覧、市有財産の確認をしたところであり、あわせて総務課の財政の担当であります管財の担当の財産管理台帳との照合もいたしております。また、各課保管台帳より公有財産管理リストの提出及び照合もいたしました。

そして、市有財産の所在の作成地図、宝典公図に位置の確認及び所在図の作成等もお願いしたところであります。あわせて市有財産整理簿の作成、確認整理をした公有財産を電算処理いたしまして、その成果に基づきまして精査いたしましたところ、そういう工程を踏まえた上で、議員が先ほどご指摘がございました平成15年度末の決算書に登載されております財産の通知よりも、土地におきましては一般会計上では約1,000万平米ほどの誤差が発見されたという状況でございます。

今回の調査につきましては、当然決算書中の財産に関する調書に本来登載すべきいわゆる土地等の面積でございまして、市道、河川、農林道等は除かれているわけですが、そういう状況の中で、議員の方からこの1回の調査で1,000万強の広大な面積の訂正が適切であるのかというところでございますが、我々といたしましては、過去の経緯も調べさせていただきました。昭和39年当時のいわゆる地方自治法の改正に伴います決算書に搭載される財産調書の数値を見ますと、当時は約1,400万円ほどの数値となっております。しかるに、その後昭和46年及び平成元年当時の担当者が独自に市有財産の調査をいたしましたところ、46年、元年ともそれぞれ400万平米程度の数値しか確認できなかったという状況がございました。

そういう状況を踏まえて、今回の数値としましては、昨日申し上げたとおり、法務局の台帳等も十分に業者の責任のもとに精査いたしまして、そのような結果が判明したわけですので、これは平成15年の事業といたしましては、とりあえず成果としましては、 16

年3月19日が工期でございました。そこで、この成果品が上がってきたわけでございますけれども、それを踏まえて平成15年の決算の数値の訂正も検討されたようでございます。

しかしながら、原因をもっと精査した方がよかろうという判断の中で、1年間をかけた精査をした結果、結果的には申しわけございません、原因という部分では判明はできませんでしたが、この数値は間違いなだらうという結論にいたりまして、今回の決算で精査をさせていただくという結論に至ったところであります。

議長（森 温繁君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） まず、海水浴場の条例どおりの執行ができているかということでございますが、平成16年度につきましては、市長、助役、教育長初め各課長、職員を動員しまして、また有志の議員さんも動向いただいて、白浜、大浜を特に条例に合った運営にしたいということでパトロールを続けてまいりました。追いかけてこのようになりまして、なかなか難しいのではございますけれども、明らかな商行為はもう違反として排除させる、そして何しろ人数が多く、非常に白浜、大浜が9カ所の海水浴場の全体の半分以上のお客さんが来る海水浴場です。非常にごった返している中で、警察官動向のもと取り締まりを行っておりますが、なかなか全面解決というわけにはいっておりませんが、ある程度効果は出ていると思っております。

続きまして、観光アドバイザーの件ですけれども、報酬か、賃金かということでございますが、これはJTB東日本という会社と委託契約をしております、委託料で下田市からは出しております。

次に、施設管理の件でございますけれども、尾ヶ崎の施設等予算の範囲内で16年度修理はさせていただいております。金額として220万円ほどの支出をしておりますけれども、できる範囲で危険な箇所から修理しているというような状況でございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 教育予算の件について、小林議員のご指摘のとおり非常に十分でないというふうな形については、学校現場といつも話して、また私も学校現場いましたので、学校現場とは予算のことについては、非常に心苦しく頑張らなければいけないなというふうないつも思っているわけですけれども、ただ資料の中で、特に管理振興費の中の消耗品、備品の件で非常に隣り合ったいわゆる町村と格差があるでないかというような形で確かにそうですけれども、やはり学校規模、それから生徒数、それから学校1校に対する生徒数という

ような形の中での比べの中で、例えば管理振興費を全体を1人当たりにしめすと、南伊豆とか河津は1人当たりが非常に人数が小さいものですから、3万円以上というような形で下田市は1万6,000円なわけですがけれども、都市の御殿場、熱海、沼津、裾野、下田、三島、伊東、富士というふうに比べますと、御殿場、熱海あたりは3万円近いわけですがけれども、下田1万6,000円、三島が1万6,000円、伊東が9,000円、富士市8,000円というような形の中で、大変不十分ではありますが、1人当たりというような形の中でいくと、なかなか規模の計算額は難しい。

もう一点、例えば中学の管理振興費の消耗費のみを比べますと、やはり裾野や熱海は1万4,000円や1万3,000円、1人当たりです。下田1万1,000円ですがけれども、三島、沼津、伊東、富士では7,000円、6,000円、5,000円というふうな形の中で、やはり1人当たりの数というふうな形の規模というような形もあるかなというふうに思います。

ただ、無論十分でないことはよくわかっているわけで、これからもそれなりにしっかりと要求していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 焼却場の耐震化はということで、調査はしているかということですがけれども、しておりません。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） いっぱいやったもので、何を言ったかよくわからなくなって申しわけないんですが、ただいまの報告によりまして、大筋のところはわかりました。

まず、気がついたところから再質問させていただきたいと思いますが、平成16年度、助役さんにお伺いしますが、ただいまのお話のように総務課が人事異動に基づいて各課に事務分掌についての報告を求めているわけです。これは承知ですね、総務課長。助役さんは総務課長も長くされたわけですから、当然承知されていると。したがって、総務課が各課にあなただけのところの事務分掌をよこさないよと、人事異動で、自分のところも当然やると。そうすると、平成16年度は総務課において、事務代決者として技監を充てて助役さんなり市長のところへ報告してきたということは間違いのないわけです。

結果として、それが何かの条例とか規則とかにあれにしてみても、事務代決者として石井市長、そして渡辺助役、総務課長、全体が認めていた16年度の代決者であるということは間違いのないわけです。

そうしますと、一昨日の土屋誠司議員の質問に対する答弁というのは、いささかごまかしの答弁ではないのかと、事実は平成 16年度事務分掌上は間違いなく代決者であったというこの事実は助役さんの答弁でわかったわけですが、これは事務代決者としてそぐわないと、要するに技監は事務代決者としてはそぐわないということで訂正になったのは、平成17年度からでしょうか、まずこれをお伺いします。

次に、いわゆる自主運行バス等の補助金については、各それぞれの委員会で、今、助役さんがお話しされましたように、領収書等を徴取して正確な執行が行われているという答弁でございますから、これは委員会審査にゆだねたいと思います。

次に、私は常々下田市の財政再建の上にとって最も大事なことは、いろいろと言っているけれども、大事なことは 15億円にも上る巨額の未収額、これを市長以下先頭に立ってこれを解消し、そして財政の健全化に尽くすべきだと、こういう議論を展開してきたわけでございます。最近では、中村議員であるとか、嶋津議員であるとか、その他与党派の議員までそういう意見を一般質問等で表明しているのが実情であるわけです。

そこで、私はようやく事態の深刻さというものについて、問題点というものが議会全体の共通の認識になってきたということは出てきました。そこで、この決算を見ますと、大体平成15年度のこの収入未済のうちで収納されたのが約 1 億円ちょっとだと思います、 15億円のうち。不納欠損が 7,500万円、この数字どう思いますか。 15億円の収入未済の中で、平成16年度中に収納、要するに集めてきたというのが 1 億円ちょっと、で取れないよと、取れないでこれもう捨てると、法律に基づいてと言っておりますが、ともかく取れない、これはもう債権として処分する、 7,000数百万円、この間数億の金を不納欠損処分としているという、こういう事実があります。

市長は、たびたび新聞紙上その他で、休みを返上して例の南豆製氷の寄附金を集めに奔走していると。大変これは熱心だと、こういうことになっているんですが、それも一生懸命やっていただくことは大変結構だと思いますが、まず第 1 に、当然確保すべきそういうものをきちんと確保する方針、姿勢を示すのが当然ではないでしょうか。この点について、いささか石井市政の事務執行上、問題がないのかどうなのか、この点について市長並びに助役の見解をお伺いします。

次に、私はとりわけ今回の平成 16年度において滞納額が増大しているという事実もございます。そこでもう一つは、市税ほかの収納率も軒並みダウンしている、落ちていて、厳しい経済状況というものを反映しているというのは間違いありませんが、やはりこの点におい

でも事務執行上の最高責任者としての要するに市政の基本的な視点というものにおける、そういうものの重視というのに欠けているのではないかと、こういう嫌いがするわけでございます。率直なご批判を申し上げたいと思いますが、そういう点が事実の問題として出ていると思います。

そこで、今申し上げましたように、平成 15年度から 16年度に引き継がれた未済額のうち収納されている金額は、私が申し上げました 1 割内外ではなかろうかというふうに推計するんですが、その点はいかがでしょうか。

次に、観光課長にお伺いします。私は海水浴場については、長年の下田市の重要な夏期観光の施設として下田市が夏期 2 カ月間、国より占用の許可を受けて海水浴場として開設し、条例に基づき開設期間等を告示をして市の責務、遊泳者の責務、そして禁止行為等々定めた条例に基づいて運営されているかどうか、このことを聞いているわけです。白浜の云々どうとうということも含めて、海水浴場の条例に基づいて正確な施設の管理が行われているかどうか。行われていないとするならば、その理由は何にあるのか、この点について伺っているわけです。

パトロールをやったとかやらないとかなんていうことを聞いているわけじゃございません。海水浴場の条例に基づいて正確に管理の運営、少なくとも市の行政事務というものは、条例や規則に基づいて行われる、違法行為に対しては、例えば駅前広場の占用等にかかわる業者間の問題の中で、看板を立てたということで下田市は、裁判までしてそれらの是正をしようとしているわけです。裁判をやろうとしてまでその看板をです、業者間の争いとも言えるようなそういうものの撤去をしているわけで、ここを迫ろうとしている。

当然、不法行為は 6 条、単なる売店だけではございませんですね、承知のとおり、いろいろな禁止行為を定めております。そういうものに対する不法行為に対する厳しいというか、きちっとした管理が行われているかどうかというこの点を聞いているわけで、パトロールやったとかどうしたとかっていうことをお伺いしているわけじゃございません。その点について再度質問に正確に答えていただきたいと思います。

次に、観光アドバイザーというのは、JTBとの委託契約だということですが、だとするならば、委託契約の内容、その他についてお伺いしたいと思いますが、どのような内容であるのか、そして成果品は何なのか、委託ということならば、委託したものでできたものを見せてもらいたい。

これは、明らかに実態は違法な報酬や賃金の支出であり、明確にこれは違法な執行行為だ

と思います。委託契約に名をかりた賃金や報酬であるわけです。これはもしそうじゃないというならば、正確な要するに委託というものの持つ内容等々について出していただきたいと思います。

1人でがたがたしゃべって申しわけありませんが、焼却場の耐震等について今後やるおつもりがあるかどうか、お伺いします。

議長（森 温繁君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分休憩

午後 3時48分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） 事務分掌の件でございますが、一昨日の土屋誠司議員からの質問に対しまして総務課長が事務代決者はないと、しかしながら、事務分掌の中に16年度は事務代決者となっているんじゃないかと、うそを言ったんじゃないかというようなことございまして、これは私も今言いましたように16年度だけはこの記載が間違ったと、ちなみにここに事務分掌がございまして。

15年度におきましては、技監も総務課にいたんですが、当時は事務代決者としてここにおります糸賀健康福祉課長が参事として名を連ねております。それから、17年度におきましては、先ほど来言っていますように、補佐の中から平山君を事務代決者にしておりまして、これは規則の中で、技監は市長、助役又は課長等の命を受け、技術に関する特定の事項を処理するとなっております。通常我々の認識といたしましても、今言ったような特別な技術的なことのラインということで事務代決者になり得ない、そのようなことで16年度の記載は規則とは違っていたということで、大変申しわけございませんでした。

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） 記載はしてありました、確かに。

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） 一応、今一昨日の土屋誠司議員からの自治法の違反とも思えるというような指摘がございました。これはぶり返すわけじゃないんですが、地方自治法の238条の3と申しますのは、この間総務課長が答弁したとおりでございまして、関係する職員がいた

場合、不合理な価格により売り払い、その他不適切な行為の介入等の弊害が生ずるおそれがあるためということで、このような職務にある職員に売り渡すことができないということでございます。

その関係につきましては、一昨日の総務課長の答弁したところでございまして、今回 はそういう該当する職員ではないということを明確に、当市におきましても、また売り渡しを求めた県の見解におきましても、抵触しないという判断をさせてもらったことをつけ加えさせていただきますと思います。

16年度は、そのような形で大変申しわけなかったと思っております。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 16年度の決算時点におけます滞納繰越の収納率はどの程度なのかという点でございます。一般会計を含めまして国保、介護、下水、水道事業会計、それぞれの特別会計全体を合わせまして、滞納繰越の調定額は 15億3,700万円ほどです。それに対しまして、滞納繰越の分として収入済みは2億 4,000万円でございますので、率といたしましては15.63%という率でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） まず、海水浴場の関係で条例のとおりということでございますけれども、16年度は9カ所の海水浴場を開設いたしました。正確ということになれば、条例どおりほとんどの海水浴場が運行されました。ただ、白浜大浜の部分が違法行為が、禁止行為があるのを何度も中止の指示をしていますけれども、なかなかそこが 解決していない部分があるということでございます。

それから、アドバイザーの関係ですけれども、委託の内容ですが、これは下田市に対する観光の育成、それから観光イベントに関するアドバイス、それから、観光の振興に関するアドバイス、その他特に市長が依頼する事項ということになっておりまして、成果という部分は毎月一応成果物を出させておりますけれども、いつまでこれをやってくれという委託ではございませんので、アドバイスという部分が多いものですから、今までにいろいろやってきたことは、教育旅行の推進ですとか、一応今年つくった ふれあいデスクというようなものを立ち上げたというような成果がございますけれども、そういう形になっております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

環境対策課長（鈴木布喜美君） 焼却場の耐震をやるのかということですが、先に調

査をやってみたいと思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 最後の質問になりますが、3回目でございますから質問させていただきます。

まず、はっきりさせておきたいのは、平成 16年度における総務課の課長事務代決者は技監であったというこの事実は間違いないわけですね、この点だけ、まず明確にさせていただきたいと思います。これはその他の審議があると思いますから、この点、まずこの本会議の審査の中で、助役さんは当然あれされたんですが、この事務分掌に係る規則で技監であるとか何とか、参事さんであるとかってというのは事務代決者にならずに、課長補佐から事務代決者選ぶだと、こういうようなお話をたびたびしていたように思えるんです。そうしますと、今の答弁もそこがあるわけですね。

平成15年度は、糸賀秀穂さん、当時の参事が代決者をされていたと、16年度は技監が代決者されていたと、これは流れとしては、規則上、参事や技監は代決にはしないというふうな規定はないのじゃないのかと、何ら規則に触れるものではないのじゃないのかという指摘もございました。

そういう点で、問題の焦点は、平成 17年度においてあれしたのはともかく、16年度は総務課の課長の事務代決者としていたというこの事実は消せないわけです。それは市長、そして助役はそういう稟議にもとを決定して進めていると思うんです。その点に誤りがなければ、やはりこの問題はより責任問題まで発展すると思います。この点は、あいまいにしてはいけないと思います。

さらに、審議の過程の中で印刷間違いだとか何とかというような一種のごまかしの話もございまして、真実を正確に表明していない事実もあったと思うんですが、その辺は議会審議というのは、やはり正確な事実に基づいて答弁等をしなければならないんじゃないのかと、そうしますと、結果してどうなのかという客観的な評価というものが出てくると思います。そういう点では、やはりその点についてあいまいなことではなくて、事実関係を明確にしていればと思います。

ですから、再々あれしますが、申しわけありませんでというお話がございましたが、そのことをいえば、平成 16年度の事務代決者は技監であったという、このことは間違いないということでもいいのかどうか、この点をお伺いします。

次に、焦点になっております市有財産についての調査において、昭和 39年というのは合

併の年じゃないと思います。昭和 39年というのは、町政上では一つの政変がございまして、外岡町政の崩壊、そして石井町長の誕生という一種の激動の時代であったと思います。そういう時期でございまして、合併からほぼ落ちついて 10年近く経過した中でのものであるわけです。

そうしますと、まずこの手の問題を考える場合に納得できる説明をするには、どうして 1,300万平米もの土地があるということが嘗々として維持されてきたのか、恐らく根拠もないのに 1,300万という数字が出るわけではないんです。当然何らかの根拠があって 1,300万というものが出たと思うんです。

そういうなぜこういうものになったのかという、こういう面での調査も、説明もないわけです。

会議時間の延長

議長（森 温繁君） 延長いたします。

10番（小林弘次君） 私は、これはもう一つは、質疑のあれにはなっておりませんが、稲梓財産区においても、通常私たちが教えられたのは稲梓財産区 800町歩と言われておりました。800町歩といいますと、1町歩が約1万平米、1万掛けると 800万平米、こういうことになるわけです。それがもう半分以下だと、これまたおかしな話で、そういったものの精査というものを抜きに僕が言っているのは、根拠のない数字を挙げたとは思えないわけです。当然何らかの根拠、その根拠は昭和 30年に下田町ほか6カ町村が合併し、町有財産 と村有財産とを持ち寄って町有財産になったという、こういう経緯の中があると思います。

したがって、その点についてはなぜこういう記載が、要するに 1,300万平米とか 800万平米とか、こういう財産が長年にわたってあれされたものの根拠と、それが減少したという、そういう関係というものがいささか不明確ではないかと思うんですが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

そして、大変あれですが、最後に、石井市長さんになってから私が危惧するのは、観光立市を掲げているいろいろな意味で市政に取り組んでおられるというふうなことは流布されております。しかし、下田市の場合の産業構造というものを考えたときに、観光を初め農林業、あるいは水産業、あるいは商工業等々やはりバランスのとれた地域産業の育成というものがあってしかるべきだと思います。

そういう点で、平成 16年度の決算を見ますと、農林水産業の決算額がわずか全体のあれ

の数%にしかっていないという、3.3%じゃないかと思うんです。これはやはり市長の姿勢というものが、1次産業軽視のそういう姿勢が如実にあらわれているのではないのかと、やはり私は産業政策と観光の振興等々も当然であります が、1次産業や2次産業の振興というものを見据えたものが必要ではないのかとこう思うように思いますが、関係機関、関係者の意見はいかがでしょうか。

次に、いつまでたっても観光アドバイザーの成果として教育旅行をやったやったというまでは、これはやはり通用しないと思うんですよ。教育旅行のあれをやったやっとなら、700万円のお金を支払う、当然委託であるならば、平成16年度における700万円に相当するような委託の内容を受けた、要するに下田市が受けたアドバイスというのか、助言というのか、一言何かこれやったらどうか、あれやったらどうかぐらいで700万円というのも、これもちょっとすごいおかしな話だと思うんですよ。安易にアイデアをちょっと今度は風車やった方がいいだとか、金魚すくいやった方がいいとかという、こんなことをやっていると700万円というは、ちょっとこれはあれじゃないのかと。

したがって、そういう点からすると、私は観光アドバイザー料として委託料であるけれども、実態は違法な賃金、あるいは報酬ではないかというふうに思うわけでございますが、その点で平成16年度の決算上での700万円に相当する、要するに成果品というのは何であったのかそれをお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 事務代決者の件でございますが、これは先ほども言いましたように、平成16年度の事務分掌には明確に事務代決者技監という形で書かれております。しかしながら、再三申しておりますように、行政組織の規則の中で明確に「課又は室に参事又は防災監が置かれず課長補佐が2人以上置かれている場合は」ということで、これを総務課に当てはめてみますと、16年度においては参事は置きませんでした。それから防災官は総務課長が兼務ということで、そうしますと総務課の中には、どうしても事務代決者は課長補佐から課長が指名するという形になります。

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） そのような形で、この規則と事務分掌上の記載が差異があったということで、先ほど来これについては大変申しわけなかったということで謝っているのが、本当の事実であります。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 財産に関する調書の説明の中で、先ほどそういった意味では説明が不足しております。改めて説明をさせていただきますが、先ほどご説明申し上げました昭和39年というのは、今、議員がおっしゃるとおり合併のことではございませんで、当時の自治法の改正のときの決算書の様式が変わった時点で、そのような形になったという意味であります。

年度を追ってご説明申し上げますと、まず議員おっしゃるとおり、下田、当時町がそれぞれの町村と合併して一つの下田町になりましたのが、昭和30年3月31日でございます。その際に、当然合併でございますので、それぞれの自治体が持っている土地の財産を持ち寄るわけですね。そのときの合計数値が約1,465万平米の数値となっております。それが先ほど言った昭和39年の決算書の段階におきましては、1,434万5,000でほとんど変わりが無いような数値で決算書はなっているという状況であります。

しかしながら、今回の調査の中で、いわゆる一般会計と特別会計、水道会計、それから財産区、すべての部分を含めた調査数値では1,428万なんです。ほとんど変わらないんです。ところが、39年の決算書では、一般会計上で1,434万という記載がなっている。ということは、これはあくまでも推測しかあり得なかったんです、我々も調べさせていただいたんですが、現実にそうなった、どういう経緯でそうなったか、ちょっと不明でございませうけれども、先ほど来申し上げたとおり、合併のときに持ち寄った数値が下田市の一般会計の財産として誤記されたんじゃないかと、逆に言いますと、本来であれば一般会計は、今の調査の段階での388万何がしの面積しかなかったものが、その他の特別会計の部分もひっくるめて昭和39年当時の決算書に表記されたときに1,400という数字で記載されたのが、スタートと申しますか、合併当時の経緯もあろうかと思いますが、そういう経緯をたどって今のような状態になっているのではないかと推測はできたわけでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 先ほど小林議員の方から観光をメインに掲げてやっていく中で、第1次産業の方がかなり軽視されているのでなからうかと、全体の中でのわずか数%の予算しかいただけていないのが現状じゃないかというようなお話でした。

確かに、数字の上では全体で105億円決算額ありますけれども、私どもの方の予算は3億4,000万円とわずかの率でございます。この中の大きいところは、また水産施設の施設整備ということで、2億円を超える施設設備に投じておりますから、それ以外の農林水産に係る金額というのは、わずか一千四、五百万というのが現状でございます。

ただ、今現に考えなければいけないことは、単にお金をつけてやってものを立ち上げるということではなくて、地元の方々の、あるいは後継者の育成、そこから入らなければなかなか問題が解決しないのかな、その辺の糸口を探るのが我々の今の仕事かなと、こんなふうを考えておりますので、またそれに向かって努めてまいりたいとこんなように思います。

議長（森 温繁君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） アドバイザーの件ですけれども、先ほども申し上げたとおり、委託内容はアドバイスですので、これがアドバイスの成果品というわけではございませんで、例えば市長の方針の中に彼の知恵が入っていると、観光立市でいこうというようなときも、いろいろなアドバイスをしているというふうに感じております。

それと支出は、私は違法ではないと思っております。

10番（小林弘次君） 終わります。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 平成16年度の一般会計につきましては、やはり財政危機に対してどう対処して、それを切り抜けていく方針を立てるのかということが、やはり大きな課題の一つであったかと思うわけでございます。そのような点でどのような努力がなされてきたのかという点について、1点まずお尋ねをしたい。それに関連しまして、やはりこの予算を見ますと、水産関係につきましては特に……

〔「決算」と呼ぶ者あり〕

1番（沢登英信君） 決算の……、予算と言ったの、ごめんなさい、決算について既存の水産整備事業の長期計画ということで、平成14年から23年ということで、特に白浜及び須崎漁港の整備に長い間をかけて、それなりの費用をここにずっとかけてきていると思うわけでございます。

歳入もさることながら、やはり緊急でない部分については、さらにこれを長期計画化するとか等々の措置が当然とられてしかるべきであると思うわけでございます。県や国の補助金がつくからという形で、それらのものもきっちり見直さずに、ただそれを年度計画があるからといって順当をしてきた嫌いがするわけでございますが、これらの点については、この事業によってどのような成果が上がったのか、今後もこのような形で続けていくのかと、この主要な施策の成果の162ページを見ますと、結果的に外浦は港湾というよりも浜地の整備をされているわけでございますが、吉佐美、田牛等の整備は、この期間なされてきていないと、

こういう実態になっておりますので、この点をこの 16年度決算を踏まえましてどのように考えられているのか、1点目はお尋ねしたいと。

それから、第2点目につきましては、16年度の決算は緊急雇用対策事業の最終年度ということの年度でもあったかと思うわけでございます。やはり3カ年の中で雇用対策をどのように進めてきて、これが国の制度が終わったにしても、雇用対策が引き継がれていくということが、この事業成果を引き継いでいくということが、大変大事だという 具合に思うわけでございますが、これもただ単に国からの補助金をいただいて、いただける年度が終わると、それで終わってしまうということではいけないと思うわけでございますが、この雇用対策が今日の賀茂、下田におきます雇用の現状とその対策がどのように引き継がれていくのかの点について、2点目の質問をしたいと思えます。

3点目につきまして、この期間、さきの6月の一般質問でもさせていただきましたけれども、大変旧市街地等を含めまして空洞化現象といえますか、経済の停滞を引き起こしているという実態があると思うわけです。残念ながら、伊豆新聞等々を見ましても、次々商店が廃業していくと、あるいは旅館業者が倒産の危機に当たると、こういうような実態になってきていると思うわけでございます。しかもそれなりに下田にとっては、老舗のホテルあるいは旅館であるというような形が出ていると思うわけです。これらの事業所の法人税、あるいは固定資産税等が、当然税収にそのような状態ですと響いてくると思うわけでございます。

そのような実態を当局としてどのように把握をしているのか、していないのか。この 16年度におきましては、どういう市内の経済状態でそれらのものが 市税の収納関係にどう影響しているのかというような点をあわせて、数字上含めてお尋ねをしたいと、とりあえずこの3点につきまして、16年度決算の成果についてお尋ねをします。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 水産施設の整備の計画について、この後どのようなことで進んでいくのかということでございます。

確かに、事業費が大きいものですから、国・県の補助を受けなければ当然できない内容でございます。その国・県の内容を受けますには、当然地元の負担金も伴います、市の負担も伴います。こうしたことを全 段そろえました中で、長期計画を組んで県・国の方の承認を得て実行しているのが現在でございます。

それには、当然地元の漁業会等の意向が反映された中で決定をしておりますので、吉佐美、あるいはその他の漁港が何も手をつけないかということ、そんなことなく田牛の方

についても、吉佐美についても、最低限例えば通航路が不十分だよということであれば、しゅんせつ等の工事費を毎年投入してやっているのが現状であります。

この後、これをすぐ変更していく予定がないのかということですが、今現段階では、国・県の認めていただいた内容に沿って着実に進めていきたい、そのことによってそこに所属する漁船の運航により効率的な運航、あるいは人命の安全について確保が可能になっていくのかなど、こんなふうに考えておりますので、その方向で進んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） 16年度まで緊急雇用対策がございまして、何本かの事業をやっておったわけですが、町の中の状態はなかなか厳しいものがございまして、それで、緊急対策は引き続いてやっていかななくてはいけないということですが、残念ながら、引き続いての部分がありませんので、ただ、ホスピタリティーの部分で阿波屋いっぷく堂オープン、補助金のある限りやっておったんですけれども、近々再開するという話も聞いておまして、それは一つのきっかけをつくったのかなとは思っておりますけれども、余り引き続いていく事業がないというのが現状でございます。

市内の経済状態ということでございますけれども、確かに商店、旅館等、大分消えていくところが、このところ見えております。消えているというか、店をしまうというか、そういうところが増えております。何かのきっかけでこれ回転を変えないと、悪い方に悪い方に回転が行っているというふうな状況になっておりますので、これこそ観光立市を中心に何とかいい回転に持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 市内経済がこういう状態で冷え込んでいると、それらが税等の上でどのような影響かというご質問でございますが、正直言って具体的にそれぞれの細かい商店主さんの状況というのは、現状で把握してございませんが、観光関連という意味合いで、実は16年度の現年の課税状況については、一応調べてございます。

その観光関連という位置づけでございますが、俗に言う市民法人税上から、約 850ほどの法人がございまして、その中から旅館、ホテル、ペンション、民宿、あるいは観光施設、土産物約 100社等、それから固定資産税、あるいは市・県民税の特徴、これらは今言った約 100社の特定をした会社等の納税状況がどうかということで、これ現年分ベースでございま

すが、調べさせてもらってございます。

入湯税は、当然のごとく全部観光関連ということだと思いますが、市民税及び法人税のうち調定としては、約1,440万円ぐらい調定上はあります。それが納付状況は約1,420万円、俗に言う未収分としては17万円程度でございます。それから、固定資産税、都市計画税については、調定上は1億7,000万円、それに対して収入状況が1億1,500万円、未収額として5,500万円、それから市・県民税のうち特別徴収、これは業者が特定できますので、それらだけをちょっと抽出いたしますと、調定額が約2,950万円に対して収入状況が2,920万円ということで、約30万円ぐらいの未収があるということで、沢登さんの細かい商店主といひましようか、肉屋さん、野菜屋さん等々の状況については、ちょっと調査としては、現時点ではしてございません。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） やはり財政再建が、ただ単純に30%の一律カットということだけではなくて、事務事業費の方まで当然踏み込んでいかなければならないような危機的な状態にあると思うわけです。

そのような観点からいきますと、いかに長期計画といえども、その計画そのものを再度見直すときに来ているというぐあいに私自信は判断をするわけでございますが、市長はこの財政再建に当たって、そういう観点からもう一度見直そうという考えがあるかどうか、再度お尋ねをしたい。

それから、やはりある旅館が民事再生法等の手续をとったというような状況も出されているようでございまして、それらのもの、関連する事業者が当然経済的な影響が波及していくというぐあいに考えられると思うわけでございますが、これらの点について一定の把握をされ、どのように対処をされているのかというお考えがあれば、あわせてお尋ねをしたいというぐあいに思います。

それから、観光立市という関係から申しますと、やはり美しいこの自然を守るまちづくりをしていこうということが当然かと思うんですが、このところの4号、あるいは11号の台風、ちょっと水が出ますと、下田湾の腰越にはごみがもう山と積まれますと、それらのものが腰越だけではなくて、吉佐美においても海水浴場にこっぴと言ったらいいんでしょうか、そういうものが多く堆積するような状況が、このところ顕著に出ていようかと思うわけです。

さらに、そういう点でいきますと、大伝さんの前のペリーロードの平滑川にかかりました踊り場等も木製のデッキがございまして、これらのものももうちょっと足を踏み外す危険が

あるのかなというように思わざるを得ないような状況もございますし、吉佐美のボードウオークにしましても、やはり再度チェックをしていくというふうな観点が必要かと思うわけでございますが、この16年度の事業におきまして、それらのものがどのように検討されたのか、されなかったのかという点をあわせてご質問をしたいと思っております。今後、どのように考えるのかということでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） なかなか予算を組むときにも、補助金の30%のカットという、ただ、これは一律にやったわけじゃありませんで、やはり30%のかさかけましたけれども、それぞれ少しの重さ、軽さはあるわけでありまして、今、議員がおっしゃるように、例えばごみがいっぱい集まるよとか、吉佐美もこうだよ、大伝さんの前もどうのこうのとか、吉佐美の、それから、はまぼうもあれも地区の方々からも要望が出ています。

まさに、地区要望というのは、本当にこんなにもうたまっているんですよ。だけれども、それは議員がおっしゃるように、そういうものに目をかけてどんどんやれといっても、なかなかやはりそういう費用が出てこないという今、苦しさを味わっているわけでありまして、いろいろな面につきましては、私どものできる範囲内は目を通しながら、努力をしていく必要があるのかというには思っております。

議長（森 温繁君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） 民事再生法が出たというようなところも出てきたという状態で、下田市の経済が非常に疲弊しているわけでございますけれども、私どもの方としましては、商工会議所と協力して連鎖倒産等ないようなことに力を入れていきたいと思っております。

沢登さんの言った例は、昨日の話でしたので、まだちょっと対応ができておりませんが、それはすぐに対応していきたいと思っております。

それから、ちょっとペリーロードのデッキのところは、今何とか今年も大分過ぎましたので、危険な部分だけやろうと思っております。吉佐美のボードウオークに損傷はありません。

以上です。

議長（森 温繁君） いいですか。

1番（沢登英信君） 終わります。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありますか。

14番。

14番（増田榮策君） 2点だけちょっと心配な点があるものですから、手短にお聞きします。

先ほどの自主運行バスにかかわる訴状者から公開質問状等がありまして、私も どうなっているんだということで聞かれたもんですから、ちょっと内容を読んでみましたら、心配する点が多々あるものですから、あえてここで質問させていただきます。

この監査報告によりますと、自主運行バスにかかわる補助金の支出における収支の算出方法、この運賃収入についての乗り降り調査は推計で行ったと、こういうことがあるんです。推計で行きますと、これ乗り降り調査の推計というのは、少なくともこれは最初の仮算定だと思うんですね。そうしますと、運行後の利用客の数によっては、これが修正が行われるのが、私は当然じゃないかなと。そうしますと、概算額と精算額が同じということはちょっとあり得ないのではないかなと、この点について当局はどういうふう考えているか、まず第1点、お聞きいたします。

次に、バス会社から提出されました運行申請の内容、これが運送法に照らし合わせて合法的なものであったかなかったかという、法的な問題がなかったかどうか、この点は役所の方ではどのように考えているか、その2点をまずお聞きいたします。

もう一点は、別の問題でございますが、1年ほど前から下田公園下の不法占拠について一般質問等々で私も何回か質問させていただきましたけれども、今までにこの問題について交渉の経過、そして居住者及び権利主張者等が確認されて弁護士等とどういうふうな交渉経過があって、どのようになっているのか、この問題についてお聞きいたします。

次に、もう一点は、庁舎の建設基金、これ 6,000万円ほどを取り崩して、今 742万円程度しかないわけでございますが、これ長期繰りかえ運用で当初は 10年といいながら、20年ということで償還を変えているわけでございますが、この基金の目的が庁舎の建設基金ということでございますから、当然 742万円ではできないということでございますので、もう基金そのものが目的を失っているわけでございます。

しかしながら、ご存じのように、たびたび台風や長雨に庁舎もすごく傷んでいるわけですね。その待合室から見ますと、もう屋根の上に雨漏りしているのか、接着剤で防水をあれを貼りつけているような状態で、いつその屋根が飛ばされても、また大事が起きてもわからないような状態で、本当に 742万円での維持管理等ができるのかなと、こういう心配もあるわけですが、この点をどのように考えているのか、この点をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、自主運行バスの乗り降りの件でございますが、これについては、今回バス会社に補助をしてきましたのは、4月1日に契約しまして、4月1日付で概算というか、その額を補助してきたわけでございますが、当然当該年度4月1日以降では、その額は出てこないのでありまして、その前の年の乗降調査を毎年5月、6月にやります。これは行政と当該バス事業者とともに調査を行います。その調査に基づいた数値で、とりあえず収入を出してございます。

当然、当該年度にしてみれば、当該年度の実績ではございませんが、前年度の実績に基づいた数値を使っております。

それで、バス会社のもう一点の道路運送法の問題でございますが、これは東海バスさんの問題でございますので、今、裁判を係争中、これから裁判の係争ありますので、その辺で明確になってくるのじゃないかと思えます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 2点目の公園下の不法占拠といいますか、ずっと長年課題となっている懸案事項でございますが、私、4月から引き継いだところでございます。正直言って、具体的なデータ、今手持ちにはございませ んけれども、昨年度よりの進捗という部分では、大きな進展はちょっと見えておりません。鋭意弁護士と協議はして、今後解決に向けて努力していきたいというふうには考えております。

それから、3点目の庁舎建設基金の対応の問題でございますが、ご承知のとおり、各種基金、当然財調も含めまして基金の残高がない状況の中で、財政的にかなり厳しいという予算編成の中で庁舎基金も、建設基金も含めて振りかえ運用ということで借入れをさせていただいて、実質的には運用をさせていただいているのは実態でございます。

そういう意味でいえば、喫緊の場合、台風等の災害のときに、庁舎が万が一損壊等したときの対応の部分はできないのではないかというご指摘だと思います。申しわけございません、本来であれば、それぞれの基金に優先的に繰り上げ返済をして、基金の充実に努めるべきでありますけれども、そういう状況でありますので、それぞれの庁舎に対するそういった事態があったときには、予算の中で対応させていただくというところに対応せざるを得ないというふうには考えております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） 細かいことですが、今回決算の主要の成果を見ていますと、130万円以上は工事入札になると思うんですけれども、建設で3件で下水は9件も 130万円以上の随契があるんですけれども、これは競争入札の不備と認められるときとか、そういうのを書いてあるんですけれども、これはどういうことを説明していただきたいと思います。議長（森 温繁君） 番外。

下水道課長（長友重一君） 今、誠司さんの方から随契の件だと思いますけれども、下水道が一番随契が多いと思います。というのは、下水道と水道と共同施行をやって、その中で下水道で補助金で見られる掘削幅、そして共同施行に係る土工部分を随契で同じ業者と契約しているわけなんです。

ということは、同じ工事現場の中で、その部分だけを入札をすることは不可能ということと、もう一点、当初の請負比率でなおかつ経費を合算にして契約をすれば、経費が安くなるということで、随意契約でやっています。

以上です。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 経費が安くなると言いますが、本当にこれ経費が安くなるわけですか、合算して入札した方が安くなるんじゃないですか、これ、別な工事でしょう、表面上は。その辺が余りこっちが多いから、おかしいなと思うんです。

議長（森 温繁君） 番外。

下水道課長（長友重一君） というのは、例えば1,000万円の工事で経費が35%かかるとします。200万円の経費ですと、今度は経費が40%以上になるわけですね。それを新たに随契する工事を同じもとの1,000万円の同じ経費でやるということですから、そういうことです。

議長（森 温繁君） 15番、いいですか。

11番。

11番（梅田福男君） 1点だけ。今回の決算書を見ますと、非常に不納欠損と未収入が多いわけでございます。下田市はそれでなくても、大変厳しい市でございますから、私はこれをほうってはおかないけれども、もう少し真剣になって徴収する方法を考えなければいけないと、こんなふうに思うわけです。

市民のやはり一生懸命に払っている方と払わない方の差というものは、これはばかにならない。まじめに払っている人が怒り出す状況でございますけれども、こういうことを考えても、私は市役所の税務課には10人の徴収員がいるわけなんです。その徴収員の方、どうこ

ういうんじゃないんですけれども、もう少し真剣になってやはり徴収すべきだ と、こういうわけなんです。

そこで、高橋課長にお伺いしますけれども、彼らの今の対応策はどういうふうになっているのか、また課長、新たに総務課から税務課に来たんですから、私は市長も期待してあなたを送ったと思うんですけれども、あなたの考え方、これに対してどう考えているか、お伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 不納欠損等、あるいは未納額といいますか、滞納額が多いというのは、先ほど小林議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、この数年、正直言って相当厳しい状態ということは事実でございます。

具体的にどういう形で徴収に取り組んでいるかというところでございますが、梅田さんご指摘のように、特に収納係というのは係長含めて 10名おります。それぞれの職員が地区をそれぞれ持っています。全下田市を一定の滞納者の数によって地域を分け、かつ市街も地域別に分けてそれぞれ担当しております。さらに、俗に言う大口といいましょうか、金額が大きいものについては、係長が中心となって対応しております。

具体的にそれぞれの自分の担当地区については、定期的に訪問をしたり、あるいは滞納の整理簿というのを持っていますので、その整理簿に基づきまして日中は訪問したり、あるいは電話をしたり、そういうことで対応しています。

全庁的な取り組みといたしましては、昨年も2回職員のご協力をいただきまして、11月、それから3月に助役さんを本部長としての体制をとりまして、11月のときには、滞納額そのものを地区別にご協力をお願いをし、3月については現年の分の未納を中心に徴収のご協力をいただきました。

今後、どういう形で取り組むかということで、これと思うような徴収の取り組みは毎年同じような部分で、また特別にこれというのが、正直言っ てなかなか見つからないのが実情でございます。しかしながら、やはり一番大切なのはその納税者と直接お会いをして、何ゆえに納められないのかという話を聞くと同時に、どのようにしたならば納めていただけるかと、もちろん担当課としては全納を目標にしておりますが、状況によっては分納というような形での納付の協力依頼をするというようなことで取り組んでおります。

もう一つは、極力口座振替の推進というのも大きなメリットがあるのではないのかなど、現状では市税全体の約 50%程度が口座振替での納付をしていただいております。今回、具

体的には10月の中旬から11月にかけて実施する予定で、今準備を進めておりますけれども、先ほどご質問等がいろいろ出ました市税、あるいはそれ以外の水道料、あるいは介護保険、あるいは保育料等々の、市の俗に言う市の全体の滞納がある使用料等を含めてのプロジェクトチームが助役さんを中心に組織されております。その中で具体的に横の連携をとりながら、どういう形で対応していったらいいかというような会議を定期的を開いておりますが、先般、開催いたしましたその会議の中で、やはり約200人の職員を導入して国勢調査がある時期に落ちつきますので、協力を得まして口座振替の推進をしようということで、今準備を進めております。

口座からの引き落としの方々については、98%ぐらいの引き落とし率、やはり中には落ちないという方もいらっしゃいますけれども、やはり相当の口座からの引き落としの方について納付状況がいいものですから、それを推進したいなど。中には、現年度分は年度内には間違いなく納めていただきますが、納め忘れというのも相当ございます。

先ほど言いましたように、現年の未納については、ある一定の時期になりますと、督促状等を送付するという事で事務処理をいたしますが、その時点でそのの方々については、電話等で納付の依頼をいたしますと、ああ忘れていたよという方が相当ございますので、そういう方々が口座で引き落としをさせていただくならば、納期内納付が、今まで以上にできますし、一日も早く収税としての確保ができますので、そんなことを今、検討をしているところでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 11番。

11番（梅田福男君） 大変なことは確かにわかるわけなんです。しかし、毎年毎年未収にしても、滞納の欠損にしても増えているわけなんです。これは増えるという事は、町の経済の厳しさというものはわかりますけれども、しかし、私はどんどん増えていくようじゃ困るんですよ、はっきり言って。皆さんもそう思うっていると思う。

そこで、市長にお伺いしますけれども、私、市の職員も一生懸命やっていることは事実わかります。しかし、民間の収納員というものを雇って、東京電力がよくやっています。彼らは忘れないように一日に何回も何回も行きます。こういう方法も一つ考えるべきじゃなからうかと、それによって収納率がよくなるんじゃないからうかと考えますけれども、市長、民間ということは考えたことはないかどうか、お伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 確かに、民間のそういう方々を徴収係として使うという、前に町村会を中心として、あるいは熱海からこちらの方までいわゆる共同戦線で張って、そういう組織をつくり上げようというふうなところまで、ある程度話も出たことがあったんですけども、なかなか現実的に実現はできませんでした。限られた職員でありますので、なかなか徴収率が上がらないということの問題はあろうかと。

また、例えば保育園料とか、こういうものの未収というものもあるわけですね。例えば、その辺で何で金を払わないのに子供を預かるんだという、かなり強いことも課長にも言っているんですが、先生方をお願いをして徴収しているんですが、金払わないから子供はもう帰れと言えないという大変つらい現場の問題もありまして、しかしながら、そうは言っていない部分もありますので、しっかり我々も今のご意見聞きながら、さらによい知恵を出して合って頑張りたいと思います。

11番（梅田福男君） 終わります。

議長（森 温繁君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって認第1号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております認第1号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時46分休憩

午後 4時56分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、認第2号 平成16年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 稲梓財産区におけるところの土地の所有地の財産に関する調書ですが、これも多少の訂正があったわけでございます。これは実測による訂正なのか、それともどういう意味でのもののでしょうか。これが質問第1点でございます。

第2点目は、稲梓財産区における先般の一般質問聞いておりますと、県行造林、官行造林、市営造林等の分収契約があると、それに分収についての分収契約があって、それについての

要するに県行造林において、県の持ち分についての買い取りを申し出られているというお話がございました。

初めて自分も知ったわけですが、そこで稲梓財産区における県行、官行、市営造林の分収にかかわる面積というのはどの程度になっているんですか。また、分収にかかわる立木の権利というのはどういうことになるのか、この点についてわかったら答弁していただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 1点目の稲梓財産区の部分でのやはり面積の訂正といいのますが、誤差があったという点でございます。これにつきましては、北湯ヶ野の渡り岩の部分におきまして、管理台帳上の措置との錯誤ということで、実際の登記上の面積との錯誤が見い出されていると、要する台帳上の誤差であったということでの訂正でございます。場所的には、今申し上げた北湯ヶ野の渡り岩の部分でございます。

それから、2点目の県行林等の分収林の面積等の部分につきましては、申しわけございません、今ちょっと手元に資料ございませんので、できましたらまた後日提出をさせていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 稲梓財産区に関する財産の調書に分収にかかわる権利というものの記載があってしかるべきじゃないでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 当然財産に関する調書の中で、立木の蓄積量等の記載がなされておりまして、稲梓財産区の財産の調書の部分におきまして、山林の部分におきまして、立木の蓄積量といたしましては、前年度末現在高が7万 4,442立米、それに対して決算年度中の増嵩としては2,037の増がありまして、16年度末における立木の蓄積推定量は7万 6,479平米というふうに記載されておりまして。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） その立木は分収ですか、それとも所有ですか。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 分収の部分でございますし、所有の部分もでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 何かいいかげんな答弁のようで、ちょっとそれおかしいと思うんで

すよ。あなたの読み上げた7万何千立米、読み上げたのは7万と言いましたよね、今。7万立米といたしますと、先般にありました県行造林第2林班、第3林班等の推計立木から推計して、7万なんていったらもうほんのわずかなものだと思いますけれども、いかがですか。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 5時 3分休憩

午後 5時 8分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

総務課長（土屋徳幸君） 貴重な時間をいただきまして申しわけございません。

まず、稲梓財産区は契約しております官行、県行、市営造林のそれぞれの面積の部分でいきますと、ヘクタールで概略でございますが、官行造林が180ヘクタール、それから県行造林が551ヘクタール、市営造林が37ヘクタールであります。

このそれぞれの官行造林の中で、この1年間にいわゆる増加した蓄積量の部分でいきますと、杉、ヒノキ、雑木等でございますけれども、官行林の中では428.4立米、それから県行造林でいきますと1,460.90立米、市営造林では148立米という積算になります。それをトータルいたしますと、2,037立米がその決算年度中の増加になった蓄積量ということになります。

当然、その財産区調書にございますとおり、いわゆる15年度前年度末現在高におきましては、7万4,442立米ということでございますので、この年間の蓄積量の2,037立米の増加した分を追加した7万6,479立米が、16年度決算年度末の蓄積量ということになります。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） じゃ、大体分収率は50%ぐらいですから、稲梓財産区の蓄積でされている立木は15万内外と、こう考えていいんですか。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 立木の割合につきましては、50%が県の関係でございます、6%と7%が下田市と河内地区のいわゆる持ち分割合になりますので、残りの50%のうちの約13%を除いた37%ぐらいが、いわゆる稲梓財産区の持ち分割合だということになります。

〔発言する者あり〕

総務課長（土屋徳幸君） したがいまして、全体でいきますと、7万 6,479立米の蓄積量でございまして、財産区としての部分はこれに対する 37%ぐらいの量であるということになります。

〔発言する者あり〕

総務課長（土屋徳幸君） そうです、はい。

〔発言する者あり〕

総務課長（土屋徳幸君） それを割り返した形になります。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） すみません。昨年までの担当ということで、ちょっと補足をさせていただきます。

今、総務課長がご説明をしました数値につきましては、財産台帳にございます稲梓財産区の持っている土地というのは、すべて今言いましたように官行造林、県行造林、もしくは市営造林の何らかの形で、すべて要は造林をしていますということです。

その面積に応じて植えられている木の年度年度の成長率は、これは農水さんといいますが、農林事務所の方から数字をいただきまして、その成長率で推計をしております。それが 16年度の決算ベースでいきますと、7万 6,479立米になりますよという、まずご説明をさせていただきました。

それが、それぞれの分収契約の内容によって配分率が違います。県行造林、これすべてが同一でございませんが、40から物によっては50、地区によって30というような県行造林は割合になっております。それから、市営造林は40、60、それから官行造林は50、50です。そして、今お話ししました要は河内の共有部分について、すべてでございませんが、その県行造林の一部の中に、河内のいわば共有名義の土地がございしますので、この7万 6,479立米が単純にこの率でどうかとはいかないと思いますが、簡単に言いますと、大体半分程度が稲梓財産区の最終的には持ち分になって、残りが県なり国なり、あるいは市なりというような配分といいましょうか、立木を売ったときには、そういう率によって金額が案分されてくるのではないかというふうに思われます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） くどいようで恐縮ですが、今回、市当局というか助役さんは、決算

を調整するに当たって、財産の調書について全面的な見直しをしてこの決算書を出しているわけですが、したがって、財産に関する精査が当然行われたと思うんです。したがって、今回の稲梓において7万9,000というのは、下田市における私の理解は、分収にかかわる権利の部分だと見るのが当然だと思うんです。

今の説明ですと、稲梓財産区の全体の蓄積量が7万9,000だったと、そういう説明であるわけですが、それだと正確な財産としての表示にならないのではないのかと、簡単に言いますと、僕も知っております県行、官行、基本的には大体50対50、そして市営造林は四分六ですよね、要するに60%が稲梓の権利、下田市が40%、そうですね、市営造林は、60が稲梓、下田市が40。

そうしてみますと、ここで蓄積されている立木の下田市の権利は、もし表示するとするならば、まず全体の蓄積量の分収率に基づいて表示されているべきではなかろうか、課長の説明ですと、全体の蓄積量を表示したとなると、これは下田市の権利じゃないんじゃないでしょうか。

そうでしょう、だって、分収だから県の権利であり、そして国の権利でありということで、下田市の権利でしょう。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 今のご指摘は、実は昨年の決算の折に小林さんの方から意見といいましょうか、承知しております。その時点では、今ご説明いたしましたように、個々に契約の分収の案分が違いますので、ちょっと一律にはできませんよと、その後、これは数字といたしましては、15年度決算ベースでございますが、今言った30から50の案分率を平均仮にやった場合は、42.73%が要は数字的な平均値でございますけれども、俗に言う稲梓財産区の本来的持ち分になるのが、約42.73%程度かなという試算をさせていただきました。

そのパーセントで15年度決算でいきますと、7万2,388立米ですので、掛けますと約3万931立米が稲梓財産区の最終的に処分した場合のもらい分というんでしょうか。今のご指摘は、もしそうであるならば、決算上は7万6,479立米ならば、約40数%の分だけが、正式な財産ということで、何かの形で表示したらどうだろうかということだったんですが、先ほど言いましたように、一つ一つの土地といいますが、契約内容によって非常に数字の算出が細かくなるということになりますので、資料としてはそういうことで、その後つくって、これ小林さんに渡したような気もしますが、それはともかくとして、大体イメージとしては、こういうことですよということでお話をさせていただいてあると思います。

ですから、今言ったように一筆一筆分収の配分率で計算をして、それを積み上げなければなりませんので、すぐにちょっとできるのかなという懸念がいたします。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 市営造林が、先ほどからあれされている約3万立米ぐらいですよ。これは市営造林は持ち分を要するに下田市の持ち分、蓄積立木の蓄積量の40%をこの財産として決算上調整しているのか、それとも全体量、要するに市営造林の今申し上げましたように、市営造林としての全体立木の蓄積量を表示したのか、この辺はどんなふうになっていきますか、助役さんわかったら、どうでしょうか。整合性があるかどうかということです。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 5時20分休憩

午後 5時27分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

総務課長（土屋徳幸君） 貴重な時間を何度も拝借いたしましても申しわけございません。

今のご指摘の要するに、そういう意味では一般会計の部分といいましょうか、そちらの方の分収、または所有の部分についてのじゃ財産管理はどうなっているんだというご指摘だと思いますが、一般会計については、所有が291立米、また分収については980立米の増を計上したところでございます。それぞれ蓄積量の算定につきましては、先ほど税務課長の方からご説明をしたような形でのそれぞれの説明の算式で計算をさせていただいているところでございます。

まず、一般会計分につきましては、今の計算でいきますと、年度中の増といたしまして、まず所有分では291立米、それから分収分としては980立米ということで、それぞれの分収割合の立木のヒノキ、またそれぞれの森林の状況によって、一定の成長割合によつての積算をして計上をしてございます。

逆に言いますと、相手、契約、そういう意味では、この一般会計の方も下田市との契約した持ち分割合になりますので、基本的には市が6割、また相手が4割という分収割合ということでございますので、そういう意味でいえば、この数値に対して6割の分を計上すべきではないかというご指摘と同じような経緯もあろうかと思えます。それらについては、今後も

そのような形での対応ができるかどうか検討してまいりたいと、このように思います。

10番（小林弘次君） 終わります。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって認第2号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております認第2号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、認第3号 平成16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております認第3号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、認第4号 平成16年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 審査意見書におきまして、平成16年度の基金の目的外繰りかえ運用について、監査委員より、長期における繰りかえ運用についてはいかがかという厳しい指摘がございました。

この点についての当局のお考えはいかがでしょう。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 確かに土地開発基金の部分につきまして、下田市の一般会計等の財源が非常に厳しいという状況の中で、土地開発基金を繰りかえ運用をさせていただいたとおりでございます。中の返済の段階におきまして、当初たしか10年というような形での返済計画等もあったわけでございますが、その後の財政事情の悪化等によりまして、さらに延長して20年というような形での繰りかえ運用をさせていただいたのが事実でございます。これが適正であるかどうかという部分におきましては、非常に好ましくないというご指摘はそのとおりだと思います。

しかし、当市の財政状況上、やむを得ずこのような処理をさせていただいたというふうに聞いております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 監査委員の指摘は、読めばわかりますが、そのような財政運営とい

うのは、もうすぐくあやふやで、そしてその場限りの計画性のない財政運営をしてきているわけなんですよ。本来繰りかえ運用というのは、20年もかかって返還するというような、そんな筋合いのものじゃないと言っているわけです。これを財政が悪いからいいとかなんていう、そんなものじゃないんですよ。

それで、皆さん知らん顔してお済みになっていると思いますが、仮にこういうふうなことをしないで、公共用地の取得の特別会計で1億なり2億の基金がちゃんとあるならば、簡単に言うと、今問題になっている南豆製氷等も、この会計をもって先行取得するということだってできるわけですよ。そういう事態というのは直面しているわけです。

これはやはりどうですか、どんな困難があっても、繰りかえ運用についての20年とか10年なんということを言わず早急にもとに戻すというようなお考えはございませんか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 10年から20年に伸ばしたときも、議会の議論の中で大変厳しく指摘を受けました。

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） その上、こういう形で監査委員からも大変厳しい審査結果を出されております。

本当にせっぱ詰まった方法でやらしていただいたということをご理解いただけるとは思いますが、確かに好ましいとは言えない状況であろうかとは思いますが、しかしながら、今残っている基金等を見たときに、18年度、19年度予算編成のときにどうなるのかなど、本当に一つ一つの事業の事業評価をやりながらも、もう先ほど沢登議員から長期の投資事業も見直すべきじゃないかということは、当然これはもうやるべきだと思いますし、しかしながら、やるうちにおいても、投資的事業も数が少ないというようなことで、もうせっぱ詰まった状況でございます。

最大限の努力をしてもとに戻すような形の検討をいたしますが、そういう財政事情ということだけは、一層の厳しさがあるということだけをご承知おきいただいて、頑張りたいと思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 当時この繰りかえ運用についてのことについて、平成16年度においても、当初予算に計上しなくて、我々の指摘によって全面的に予算の組みかえをせざるを得なかったと、こういう事態を含めているわけです。

そういう点では、やはり我々が指摘したとおりの監査委員の指摘があったということだけは、一つの当局も厳しく受けとめるべきだというふうに思います。

終わります。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって認第4号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております認第4号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、認第5号 平成16年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 平成16年度の国保会計において大幅な引き上げをしたわけですが、年度当初で。その後、やってみたらかなりの黒字を生じた、と、大幅な黒字を生じたわけですが、それは、1つは医療費の以外な伸びというものが少なかったというふうなこと等あると思いますが、一方では3億4,000万余の国保税の滞納繰越も生じているわけですが、もし仮に不納欠損処分も含めると、三億七、八千万になってしまうのかと。

そうしますと、巨額の滞納繰越があるにもかかわらず、膨大な繰り越しを生じたという点については、これは国保の運営において何かやはり大きな問題はないのかどうか、そういう点については、いかがなものでしょうか。

それともう一つは、国保事業において私が前から言っておりましたが、国保とそして介護保険と老人保健等、こういったもの等を含めて、国保の運営等にかかわる事務事業の機構の改革のようなものは、今回の決算等を通じてお考えになっていないのかどうか、この2点をお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

市民課長（河井文博君） 確かに昨年値上げをしまして、7,000万円ほど残ったような形になりました。それについても6月のときに大分話されたと思います。その7,000何がしのお金は、次年度17年度の方に入れさせていただきまして、その部分を値上げしないで済んだということになりますけれども、それでも値上げが大分大きかったものですから、皆さんに一般の医療費が13億円でどうだというような話がありました。約11億6,000万円の一般の方で決算になったと思いますけれども、それがうちの方としては13億円という予算を組まさせていただきます。

ちょっとちなみに今年 13億円で組ませてもらいましたところ、今現在 13億円をちょっと超えているような状態でございます、うちの方が当たったというか、皆さんの何と申しましようか、よくないことなんですけれども、そういうような推移を今しております。

滞納の件については、税務課の方でも一生懸命やっています、特に国民健康保険というのは、財産がない人でも税金がかかってくるという非常に、言ってはあれですけれども、取りにくい税ということもあと思います。

それはなるべくなくしていきたいと、先ほど税務課長が言いましたように、口座振替をやって、それも少なくしていきたいというようなことで、なかなか医療というのはこれから高齢者がどんどん増えてきて、65歳以上の方がもう六、七十%ぐらい普通の人よりも使うというようなことで、なかなか少なくなるという傾向は見られないわけ ですけども、なるべく6月、7月頃に広報をたくさん出して、二重、三重にお医者さんに行かないようにとかというのもしましたけれども、非常に今、全国的に難しい、年金と今、今回の選挙では余り問題にならなかったですけれども、医療というのは、非常に問題があるというような気でいましたけれども、精いっぱい皆さんがなるべく医療を抑制するようなことで努めてまいりたいと思います。

機構については、ちょっと……、機構改革についてちょっと私わかりませんが、検討していくと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 機構改革、だれか答えられますか。3点を含めた……。

番外。

助役（渡辺 優君） 機構の改革につきましては、健康福祉、税務課等々やはり滞納の多いところの課を中心に見直すべきだというような意見もございます。もう相当前からそういう意見をいただいております中で、庁内においても検討しておりますし、また経営戦略会議の中でも、そのような形で進もうということで検討していますが、やはり1カ所機構改革しても、抜本的な改革にならないというようなご意見もありまして、全体的な見直しを含め、現在検討中でございますので、何とかいい組織に直していきたい、そのように思っております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） このサービスで平成 17年度の個々の状況まで教えていただきましたが、ありがとうございます。これはサービスだと思いますけれども、ありがとうございます。

そこで、決算上の問題についてお伺いしたいと思います。一般会計を含めまして全体として私は先ほど7,000数百万円の不納欠損処分を行ったということを指摘しまして、厳しい財政難の状況下で貴重な市の債権を放棄したというふうなこと、それについてはやむを得ない事情だという課長さんの説明もございましたが、平成16年度の国民健康保険税において不納欠損処分をどの程度行ったのか、これが1つです。

もう一つは、その上で国民健康保険税の平成17年度に繰り越される収入未済は、一応決算上では3億6,000万余ということになっておりますが、不納欠損処分合わせて4億円近くになるのではなかいというふうに思いますが、この数字について市長以下どのようにお考えでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 国民健康保険税の欠損の状況でございますが、16年度におきましては2,423万2,835円を不納欠損とさせていただきます。それによりまして、次年度以降どうなのかということでございますが、現年度分が1億242万1,000円、過年度分は2億6,326万2,000円が不納欠損等処理した後の次年度17年度に繰り越しになりますので、合計いたしますと3億6,568万3,000円というのが、17年度への繰り越しの金額になりました。

今、市民課長がお話しいたしましたように、国保の加入者は俗に言う第1次産業の方々、あるいは会社等をおやめになったの方々、そして最近はこういう景気動向を受けまして、会社のリストラというんでしょうか、そういうような方々が加入をしているということで、非常に所得状況が、こういう形で失礼かもしれませんが、低い方々が割と多いよということです。

さらに、財産等、もちろん滞納しているわけでございますので、一つの手法としての滞納処分をする場合でも、そこに固定資産税等の財産をお持ちの方も余りいないよというのが実情でございます。

さらに、国保加入者は、割と転出が多く、かつその転出先がどこへ行ったかわからない、要は住所がわからなくなってしまうような方も多く見受けられますので、そういう意味じゃ非常にそういう方々を追いかけるといいんでしょうか、追跡をして徴収をしたくても、非常に難しい部分も正直言ってございます。

いずれにしても、3億円余の滞納金がございますので、それらが少しでも多く徴収できることが、ひいては国保税の税率アップを抑制するということは承知しておりますので、職員に協力いたしまして、少しでも多くの税を集めるように頑張っていきたいと思っております。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今、税務課長も述べましたように、単年度じゃなくて、今までの積み上げの中でこれだけ大きな金額の未済額が残っている。また、不納欠損処分もこの金額をせざるを得ないという状況、もう大変厳しいというふうに思っております。

議員の皆さんからも、市税等を含めまして努力しろと、努力しているのはわかるけれどもということで、いろいろおしかりも受れたり、激励も受れたりしています。

しかし、我々も担当との話の中では、努力しているのはわかるんだけど、すべて数値が結果としてあらわれるんだからということで、やはりこの滞納の分を極力少なくする、または不納欠損も法律で決められた不納欠損であっても、軽々にといいいの中で考えております。しかしながら、状況が、今説明したような大変厳しい状況下でありますので、頑張るしか、こういう言葉しかありません。ぜひご理解をいただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 事態の正確な把握を通じてしか解決の方向は見い出せないと思うんです。そういう点で、やはり我々議会と執行当局が問題点の那邊にあるのかということを確認にする必要があると思います。

手元にある資料によりますと、今お話しされましたような形でいきますと、3億 6,000万円余が平成16年度から17年度に繰り越される収入未済というのか未収額であります。平成15年度から16年度に繰り越された収入未済額は3億 4,500万円、毎年、今回不納欠損処分を2,000数百万しましても、なおかつ2,000万円のこの未納額が増えていると、この実情を我々はちゃんと把握して問題の深刻さ、事態の困難さ、こういったものをやはりどうしたらいいのか、どう打開したらいいのかと。やはり先送りしないで、そういうことが私は大事だと、決算審査というのはそういうものではなからうかと思うわけで、あえて指摘させていただきました。

そこで、助役さん、どうでしょうか、私は前年よりも2,000万円、滞納繰り越し2,000数百万円やって、さらに2,000万円上乘せして翌年度に未納額が増えていくという、このままでいけばもう4億に手が届くところに来てしまったと、この状況はもう戦略会議とか何会議とかということの中でも、何か空虚なものに聞こえるんですよ、こういう状況か、その点どうお考えでしょうかね。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） この状況は本当に厳しい、そのようにはもう常々感じております。しかしながら、再三言っておりますように、国保に加入している方々の生活の状況等々から強

制的にこれを一般的に財産のある方に対しては、差し押さえもしておりますし、また参加差し押さえもしているような状況の中で、結果的にはこのような数字が残っております。

先ほど来説明していますように、抜本的な解決策としても大変難しい部分がありますけれども、何とか全庁的な対応ということで今までも2回やっていますし、今後も国調が終わった後に、全庁的に200人の職員を使って口座振替等々の推進にも歩こうよというような形で、一つ一つ確実にやっていこうという皆さんの合意を得ての方向を決めております。そのようなことで、何しろ再三言っておりますが、厳しい中ですが、最大限の努力、頑張りをしたいと思っております。

10番（小林弘次君） わかりました。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって認第5号に対する質疑を終わります。

ただいま議題になっております認第5号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、認第6号 平成16年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております認第6号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、認第7号 平成16年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております認第7号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、認第8号 平成16年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております認第8号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、認第9号 平成16年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題になっております認第 9 号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、認第 10 号 平成 16 年度下田市水道事業会計歳入歳 出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題になっております認第 10 号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日 17 日から 19 日まで休会とし、20 日本会議は午前 10 時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

大変長い間、ご苦労さまでした。

午後 5 時 5 5 分散会